

第四十六回 参議院通信委員会會議録第二十三号

(四三四)

昭和三十九年五月十九日(火曜日)

午前十時二十八分開会

委員の異動

五月十八日

補欠選任

須藤 五郎君 野坂 参三君

出席者は左のとおり。

委員長 光村 基助君

理事

鈴木 恭一君 寺尾 豊君 松平 勇雄君 野上 元君

委員

植竹 春彦君 郡 祐一君 白井 勇君 野田 俊作君 最上 英子君 安井 謙君 久保 等君 永岡 光治君 横川 正市君 古池 信三君

国務大臣

郵政大臣

政府委員

郵政事務次官

郵政大臣

官房長

郵政省電波

監理局長

事務局側

常任委員

会専門員

倉沢 岩雄君

法制局側

第四部長 村田 育二君

説明員

郵政省電波監理

局無線通信部長

藤木 栄君

郵政省電波監

理局法規課長

高田 希一君

日本電信電話

公社総務理事

平山 温君

日本電信電話

公社施設局長

橋本 一郎君

本日の会議に付した案件

○電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(光村基助君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案の審査を進めます。

質疑のある方は、順次、御発言願います。

○永岡光治君 電波法の一部を改正する法律案の条文の内容について、質問をいたしたいと思います。そのまず前提になるわけですが、これは結局、理由を見ますと、国際条約が発効するので、それに対する準備をしなければならぬという意味での提案のようでございますが、これはいつ発効になるのでございますか。

それからもう一つは、この国際条約は批准したわけでありまして、その国際条約のねらいと申しますか、それは

どういふところにあるわけでありまして、

○政府委員(宮川岸雄君) 新しい条約の発効はいつごろかという御質問に対して初めにお答えいたしますと、新しい条約の発効の期日は、その条約の十一条に規定がございまして、それぞれ百万総トン以上の船舶を有する国七カ国を含む十五カ国以上の国が新条約の受諾を寄託した日の後十二カ月を経過した時からという定めになっておりまして、少し前の日付でお入れ入りますが、三月二十七日現在、百万総トン以上の船舶を有する国六カ国を含む十五カ国が受諾しております。百万総トン以上の船舶を有する国があと一カ国追加されれば、その発効要件は満足することになります。現在もこの状態がなお続いております。したがって、新条約の発効は、明年の春以後、十二カ月という期間がございまして、明年の春以後、いまではもう夏以後と申しますか、明年度四、五月以後になるものと考えてよろしいかと思ひます。

それから第二の御質問の、新しい条約の改正の要旨ということでございますが、この点についてお答えいたしますと、もとより、この海上人命安全条約と申しますものは、海上におきまして人命の安全を確保するということを目的といたしまして、船の構造であるとか、積み荷であるとか、無線局の条件、そういうこと、あるいは船が危険に瀕した場合におけるところの措置というふうなものを定めてあるわけでございますが、そのうちで、従前の

条約と異なります点を申し上げますと、無線設備の備えつけを要する貨物船の範囲が拡大されまして、その下の限界が五百トンから三百トンに変更されたこととございます。これが第一点でございます。

それから二といたしまして、無線設備の備えつけを要する船舶局は、千六百トン未満の貨物船においても常時聴守を必要とするということになった点が第二点でございます。

それから第三点といたしまして、無線電信室の条件といたしまして、新たに十分な大きさがあるということ、かつ適当な通風を必要とするということがつけ加えられております。

それから四といたしまして、無線の設備は水や温度の影響から保護された場所に設けなければならないということが規定されております。

それから警急自動受信機の技術的條件が若干強化されたこと。

以上が新条約の改正点でございます。

○永岡光治君 そういたしますと、総トン数百万トン以上の国が十五カ国以上といいますが、日本が批准をして初めて十五カ国になるわけですか。いままでは十四カ国ですか。もうすでに条件はあるわけですか。

○政府委員(宮川岸雄君) 百万総トン以上の船舶を有する国七カ国を含む十五カ国ということになっておりまして、六カ国を含む十五カ国が受諾しておりますが、その条件としての七カ国にまだ一國足りないわけでございます。その六カ国といふのは、ノルウェー、フランス、米、国、スペイン、ギリシア、日本ということになっております。

○永岡光治君 そういたしますと、日本が批准をすれば、一応その条件が満たされることになるわけですね。

○政府委員(宮川岸雄君) 日本は三十八年の四月二十三日に批准書の寄託を完了いたしておりますが、もう一國、これはイギリスでございますが、イギリスが寄託を完了すれば効力が発生する、それから一カ年ということになります。

○永岡光治君 わかりました。そうすると、イギリスですかね、予定されておる国は、それが批准をして初めて満たされる。それから寄託をして十二カ月ということですから、少なくとも来年の五月までには発効しない、こういうことですか、まだ一年の余裕はあると、こういうことですね。条件はわかりました。

そこで、いまの制定された、こういうふうにしななければならぬということにはわかったのですが、なぜそういうふうに改正されたといふんですか、その条約がおそらく改正されたのじゃないかと思ひますけれども、実際上こういう弊害があった、こういうことがあった、たとえば五百トンを三百トンにしなければならぬという具体的な例があつて、そういう支障のいくようなものがあつてそういうことになったのか

「海岸局及び船舶局は、毎時六分をこえない範囲内で郵政省令で定める時間」、これが「第二沈黙時間」でございませうけれども、これは「前項の周波数以外の電波であつて郵政省令で定めるものを発射してはならない」ということになつております。

○永岡光治君 それでは次に、第二百二条の二ですか、これを読みますと、ちよつとしようといふか、のしに、い、字句があるわけですが、平たく言へば、どういふことになるかといふことをお尋ねするわけですが、「郵政大臣は、八百九十メガサイクル以上の周波数の電波による特定の固定地点間の無線通信で次の各号の一に該当するものの電波伝搬路における当該電波の伝搬障害を防止して、重要無線通信の確保を図るため必要があるときは、その必要の範囲内において、当該電波伝搬路の地上投影面に沿ひ、その中心線と認められる線の両側それぞれ百メートル以内の区域を伝搬障害防止区域として指定することができる。」非常にむずかしいと思ふのです。これは図面であつて、どういふことになるのか。これはおそろしく告示しなければならぬと思ひます。しつうとわかりのするうちに、これは説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(宮川岸雄君) これはまず「八百九十メガサイクル以上の周波数の電波」といふものを第一に書いてございませうが、これは、この程度の周波数以上の電波になりますといふと、電波が大体直進をいたすようになります。それで、それに立ちかゝる建築物、工作物等によりまして電波の伝搬が妨害を受けることになりまして、通信の疎

通を十分ならしめないようなおそれがあるわけでございます。それで八百九十という数字をとりましたのは、そこ

に一つの国際条約によりまして、その電波の使い方が限られておりますので、そこをとりまして八百九十という数字にいたしましたのでございませう。そういう電波の特定の地点間、いわゆる放送でございませう、A点、B点間という特定の地点間に固定通信をしております通信のうち、左の各号に掲げますような重要通信だけに限りまして、——ということ、これではない。一般の電波を自分の業務の用に供する目的をもつて免許を受けている一般の事業体をさすわけでございますので、そういうものを除きまして重要通信だけに限りまして、この電波の伝搬路におきまして「電波の伝搬障害を防止して、重要無線通信の確保を図るため必要があるときは、いま申しましたように、そういう伝搬路の間に建築物もしくは工作物等が建ちまして、それが電波の伝搬に障害を与えることを防止する目的をもちまして、このところは電波が通つてゐるぞといふことをよくはつきりとあらわしめ限定して示しておかなければならぬわけでございます。その地域を指定しようといふことでございます。」その必要の範囲内において、——といふものは、この電波の伝搬路が非常に山間僻地等を通つていて、まずそういうところにそういう伝搬の障害を起すような建築物が建つようなおそれがないようなところは除きまして、そういうおそれのある、どうしても障害を防止する必要のある、そういう範囲内におきまして「当該電波伝搬路の地上投影面に沿ひ」と

いうことは、送信アンテナから受信アンテナを連ねます線、その線を地上に投影いたしまして、そうすると一つの線ができますけれども、その線に沿ひまして、その線を中心線と考えまして、その中心線の両側にそれぞれ最大百メートル、これは電波の伝搬が、ある幅を持ちますので、その幅を持たせなければならぬわけでございます。が、さういふ、あまりに大きな幅を持たせるといふことも、無用に建築物を押えるといふことに相なりますので、百メートル以内といふことにいたしました。するならば、大体その目的を達します。ので、百メートル以内の区域を地図上に、一万分の一ないし二万五千分の一程度の地図を考へてございませうが、そういう地図の上に、中心線とその両側百メートル以内の区域をはつきりとさきまして、これを伝搬障害防止区域といたしまして郵政大臣が指定するといふことに相なるわけでございます。

○永岡光治君 そうすると、このマイクローエーブ二つありまして、その線が出るわけですね、その電波が、それが実態になるわけですね、この形の上では、その中の中心から百メートル、それをずつとおろしたところまでと、こゝういふ意味ですね。

○政府委員(宮川岸雄君) 送信のアンテナのまん中と受信のアンテナのまん中を連ねます線を地上に投影いたしまして、そうすると、線ができますが、線の両側に百メートルを地図上にかくといふことでございます。

○永岡光治君 そうすると、一本の直線ですね。直線といふか、直線でないかは一つの線ですね。幾何学上でいう線

ですか。その線の投影から百メートルと、こゝういふのです。

あとで質問するんだんわかつてくると思ひますが、そこで、その第一項の第一号から六号まで規定をいたしております。この通信だけは確保したいといふことだろうと思ひますが、その三の「人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供する無線設備による無線通信」、これは警察通信といふことですか。何か、警察通信以外に該当するものがありますか。

○政府委員(宮川岸雄君) 警察庁、それから防衛庁、それから消防用の無線といふようなものを考へております。

○永岡光治君 その第二百二条の二の第二項のここに告示義務があるわけですね、郵政省にも。これは具体的にどういふように手続をされるわけですか。

建築する人、あるいは、これを見ますと、通信設備を持つ人、両方にこれは関係あると思ひますが、どういふような方法で周知徹底をはかるのか。それには、あとつと書いてあるようですが、これを端的に言つて、建築業者がすぐわかりやすいように説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(宮川岸雄君) 伝搬障害の防止区域が指定されまして、その告示をする。その告示によりまして、このところには建築物を建てなければならぬといふ場合、建築物を建てる場合には、この法令に定めるいろいろな届け出をしなければならぬといふことに相なるわけでございます。その告示につきましては、建設省のほうと連絡の上、少なくともその伝搬路の、伝搬の障害防止区域の中の人たちがこれを十分知つてゐるようになしな

ればならないものと思ひわけでございます。地図上において、先ほども申しました一万分の一もしくは二万五千分の一の地図の上にこれを明記いたしまして、そうして、これを郵政省関係の各地方関係機関の事務所あるいは地方公共団体等の事務所といふようなところにもこれを備へつけまして、そうして一般の従覧に供することによりまして周知徹底をはかる、そういうふうなことをいたしたいと思ひておるわけでございます。

○永岡光治君 第二百二条の三の第一項の第一号、「その最高部の地表からの高さが三十一メートルをこえる建築物その他の工作物」——工作物についてずつと注が書いてあります。「の新築」、こゝういふことになつてゐるわけですが、工作物の注釈がずつと書いてあります。要するに、とにかく地上からはかつて三十一メートル以上あれば一応警戒しなければならぬと、こゝういふことに理解していいわけですか。

○政府委員(宮川岸雄君) 工作物の上に工作物がまた建築されるような場合まで考へまして、要するに、その一番上の高さが三十一メートルをこえる場合——先生の御理解のとおりでございます。

○永岡光治君 そうですか。そこで、これを見ますと、この電波法の一部改正法律案の提案理由説明資料、その刷りものの第二点、第二点といたしましては、昨年の建築基準法の一部改正によりまして、新たに容積率の制度が設けられ、この地区内では、三十一メートルという従来の高さの制限を受けないう高層建築物の建築が予想されますので、この機会に、高層建築物その

の第一号、「その最高部の地表からの高さが三十一メートルをこえる建築物その他の工作物」——工作物についてずつと注が書いてあります。「の新築」、こゝういふことになつてゐるわけですが、工作物の注釈がずつと書いてあります。要するに、とにかく地上からはかつて三十一メートル以上あれば一応警戒しなければならぬと、こゝういふことに理解していいわけですか。

○政府委員(宮川岸雄君) 工作物の上に工作物がまた建築されるような場合まで考へまして、要するに、その一番上の高さが三十一メートルをこえる場合——先生の御理解のとおりでございます。

○永岡光治君 そうですか。そこで、これを見ますと、この電波法の一部改正法律案の提案理由説明資料、その刷りものの第二点、第二点といたしましては、昨年の建築基準法の一部改正によりまして、新たに容積率の制度が設けられ、この地区内では、三十一メートルという従来の高さの制限を受けないう高層建築物の建築が予想されますので、この機会に、高層建築物その

の第一号、「その最高部の地表からの高さが三十一メートルをこえる建築物その他の工作物」——工作物についてずつと注が書いてあります。「の新築」、こゝういふことになつてゐるわけですが、工作物の注釈がずつと書いてあります。要するに、とにかく地上からはかつて三十一メートル以上あれば一応警戒しなければならぬと、こゝういふことに理解していいわけですか。

他の工作物によるマイクロ波云々と、こう書いてあるわけですね。そこで、この前の建設委員会との合同審査のときに、郵政省は、こういう建築基準法があるのを知らずしてこういうものを出したのか——從來あったのにですね。いまあらためてそれに気がついてこういうものを出したのかと、こういうふうなおしかりをたしか受けたはずだと思ふんですね。もつと注意していれば、前からそういう準備はできておつたはずなのに、ということだったと思ふんですが、逆に、今度はこれを見ますと、お話によると、電波というものはずっと前からあるわけでございますが、マイクロ波エープですね。にもかかわらず、建設関係のほうは、こういう法規の改正をする以上は、当然郵政大臣の意見を聞いて私は改正しなきゃならぬと思ふんですね。そういう意見を聞かれたことがあるのかないのか。これによりますと、昨年建築基準法の一部が改正になったと、こうある。昨年の基準法の改正のときに、郵政大臣が郵政省か、いずれにしても、郵政当局にやっぱ建設関係としては相談あつてしかるべきだと私は思ふんですね。自分のほうはかつてにやっておいて、今度は郵政省がやろうとすると、省令ではいかぬから政令にしてくれということになる、問題になると思ふんですが、その辺の事情はどうなっているんですか。

○政府委員(宮川岸雄君) この点につきましては、建設省でこの改正をいたしますときに、まあ電波というよりなものは目にも見えますし、そういうよりな事例を生ずるであらう、こういう高い建築物をつくるようになりまし

たならば、それによりまして電波の障害がひんびんと起こるであらうというよりなことを、建設省といたしましては予想しなかつたのではなからうかと思ひます。それによりまして、法律が提案されるまでに十分な連絡がとれなかつたというよりな連絡があつたやに聞いております。しかしながら、国会の審議の過程におきまして、そういうような場合につきましては、今後、建設省、郵政省と十分に連絡をとつてこれが防止措置を講じていきたい、こういうようなことが、前国会か、その前の国会におきまして御議論があつたやうに聞いております。

○永岡光治君 そつといたしますと、一応郵政には、正規であるかどうか知りませんが、正規にはもとより御相談はなかつたやうないまの御説明であるわけですね。ところで今度は、電波のほうは電波関係で、建築の状況を知らなかつた。両方知らないままに二つの問題がいま起きているわけですね。一方は、かつてに建築基準法を改正したために、電波に障害が起きてくる。電波のほうは、それを今度は制限しようとする、建築のほうは、なぜ基準法があつたのを知らないかと、こう切り返されてくる。閣内で何を審議しているのか、私は少し疑問を持つわけですね。せつかく関係関係会議あり、事務局の連絡会議等があるはずだと思ふんですが、それがありません、この前の建設委員会との合同委員会のごとき、郵政省はなぜ建築基準法があることを知らなかつたのか、そういうことを百も承知で、なぜこういう、しかも省令でやろうとするのかと、たいへん文句を言われる。郵政相は平身低頭して、

いやまことに申しわけなかつた。いやまことに申しわけなかつた。この委員会がぶざまなかつたやうになつてしまつておると思ふんですね。これはひとつ大いに改めてもらわなければいけないと思ふのですけれども、その意味では、今度は通信委員会のほうから建設委員会に合同審査の申し入れをして、おまのほうはけしからぬじゃないかといつて文句を言わなければならぬ筋合いじゃないかと思ふのですが、これは大臣、どういふふうにお考えですか。ちよつとこれはおかしいと思ふのですが、この前の委員会であつたえらいしかられて……これを見ると、逆に向こうが電波の障害があることを承知の上で、電波は目に見えないものだから支障がないといふことでなしに、十分そのときに郵政省に聞かなければならなかつたと思ふんですね。昨年の四月でしたから、古池郵政大臣のときでなかつたと言われればそれまでですが、これは閣内での意思統一の問題としてやはり問題があると思ふのですが。

○国務大臣(古池信三君) ただいま御質問がありましたから、私は率直に申し上げたいと存じます。もとより法律を制定するといふことは、これは何省というその主管省だけの責任ではなく、その提案につきましては、政府全体の責任でございます。したがつて、その立案に際しましては、関係各省は十分に事務的に連絡をとりまして、万遺漏のない措置を講ずべきであることは、申し上げるまでもないと思ひます。昨年、建築基準法の一部改正の行なわれました際に、あとから何つてみますと、建設省の事務局から当方の事務局に対して十分な連絡が

あつたとは思えない節がございます。しかしながら、その法律は事務次官會議において審議をし、さらに閣議に付議して決定を見るわけでございますから、郵政省は全然その法律の立案については知らなかつたと申し上げることはできないわけでございます。この辺は率直に申し上げました次第でございますが、さうに御了承をいただきますと存じます。なお、今後とも、十分に関係各省の間は連絡を密にいたすことは絶対に必要であると考えております。

さらに、今回、電波法の一部改正の立案に際しましては、さうなことのないうちにといふ考えから、当省の事務局はあらかじめ建設省の事務局に、この内容について十分相談をいたしまして立案をいたした次第でございます。この内容は建設省事務局は了承をし、さらに事務次官會議あるいは閣議を通過した、こういう次第でございます。手落ちはないものと、私どもとして考えておる次第でございます。

○永岡光治君 将来十分連絡をとつていただきたいと思ふのでございますが、そこで、これには、いろいろ協議しろとか、そういう障害のある場合は、建築主あるいは請負業者と協議しろとなつておられますが、さうして違反の場合の措置等も考えておりますけれども、言うことを聞かなかつた場合に、結局、二年間ないし三年間の猶予期間があるわけですね。それであつても、なおかつ聞かない、その場合にはどうなるのですか。私はやっぱ、ここが一番問題だと思ふんです。スムーズに聞く場合はさう問題ないと思ふんで

す。聞かなかつた場合に、これは刑罰規定というものは何もないわけですね。どうされるわけですか。

○政府委員(宮川岸雄君) 建築主と免許人との間におきまして協議をいたしまして、その協議の過程におきまして、免許人のほうが無線の伝搬路を変更する措置その他をする場合もございまして、場合によりましては、建築主のほうはその建築を変更いたしまして伝搬路の障害を来さないやうにする措置を講ずることもあらうかと思ふのでございます。しかし、いずれにいたしまして、一般の場合二年、公衆通信の場合の三年の期間を経過いたしましたときには、その障害となる部分の建築を続けることができることに相なつておりますので、そのときは、建築は進むわけでございます。したがつて、免許人のほうはさういたしまして、この二年あるいは三年という期間のうちに必要な措置を講じなければならぬ、こういうやうな法律のたてまえになつております。

○永岡光治君 あまり勉強してないので申しわけないのですが、期間を経てもおれは絶対言うことを聞かぬ、郵政省がさう言つても予定どおりやるんだといった場合にはどうなるんですか。

○政府委員(宮川岸雄君) そのときは建ててよろしいわけでございます。

○永岡光治君 その期間内に強引に建ててよろしいわけでございます。

○政府委員(宮川岸雄君) その期間のうちに建てる場合におきましては、工事の中止命令を出すことができます。

○永岡光治君 私の場合は、言うことを聞かないで、どんどん建ててしま

う、その場合に刑罰があるわけでしょう、若干の罰があるわけですね。そんなものは平気だ、そんなものはいらない、金額じゃないということでもどんだん建ててしまつたら、したがって、それは刑罰が少し軽いんじゃないかということにもなりかねないのです。その場合はどうするのですか。

○政府委員(宮川岸雄君)

先ほどの説明がちょっと違つていたかと思ひますが、訂正しながら申し上げますが、この場合、二年もしくは三年以内に協議整わないうちに建築をいたしましたような場合には、罰金を科することに相なるわけでございます。届け出をしないで建築をした場合におきまして、建築の中止命令を出すことができるのでございます。ただいまのお尋ねの、そういうような罰金程度でありました場合には、罰金を払つても建てた方が得じゃないかという御質問であつたかと思ひますが、御質問でも、建築主のほうにも十分電波の公共性も理解してもらひまして、免許人との間におきまして十分な打ち合わせ、協議をしてもらひ、まあ、こういうふうにいたさざるを得ないわけでございます。

○永岡光治君

私は、条文でどの規定に違反した場合にどの程度の金額になるかということがよく具体的にわかりませんけれども、これは罰則規定をずっと見ますと、一年の懲役または五万円というものが最高だと思ひます。五万円くらいならば平気です、私は建築業者は払うと思ひますね、よろしゅうございませう、五万円くらいでかへんしてくれるならばけっこうです。

と。結局、実効があがらないおそれがあるんじゃないか。それが一つ。

もう一つは、この前の合同審査の場合でしたかね、結局、経路を変える設備をするのだ、三年後には、それはどうなるんですか。その場合は、電波を出す施設を持つてゐる方の負担になるんですか、建物を持つてゐる方の負担になるんですか、どっちの負担になるんですか。

○政府委員(宮川岸雄君)

初めの前段の御質問でございますが、罰金が少ないというふうなお話でございましたけれども、まあ罰金は何度でもかけられるわけではございません、必ずしも一度だけではないので、そこら辺は法の適用かと思つております。

それから二年ないし三年の間に、少なくとも、それが経過いたしますと、建物が増つて、伝搬が障害になるわけですから、免許人といつたしましては、通路の変更をいたさなければならぬわけでございますが、そういう場合におきましては、費用の負担の点でございますが、最終的には、と申しますか、一般的には免許人のほうに負担しなければならぬということに相なるかと存じますけれども、たとえば二年間は建築主のほうで待てない、もつと早く一年もしくは半年くらいで伝搬路のほうを変えてもらひたい、こういうような要求が、建築主の側からありました場合には、建築主のほうからその費用を逆に免許人のほうへ出さう、こういうふうな協議の整ひ方もあろうかと思ひます。一般的に申しまして、どちらか片方というふうなふうにならない、そこにはやはり協議の幅というものがあ

るかと思ひます。

○永岡光治君 私はあまり経路のことをよく知らないんですけれども、何回もやはり罰金を取るんですか、命令のつど。大体そういう解釈ですか。

○政府委員(宮川岸雄君)

そのとおりでございます。

○永岡光治君 一応私の質問はこの程度で終わります。

○国務大臣(古池信三君)

いまの御質問に関連をいたしまして、ちよつと私の考えを申し上げて御参考供にしたいと思ひますが、確かに罰則が軽いよ

うな印象を受けるのでありますけれども、この罰則という問題は、やはり他の各法律に違反した場合の罰則との間の均衡というものはからなければならぬ、こういう一つの原則がありま

すので、この電波法のみにはあまり重い罰則をつけるということも非常に困難な事情にあるといふことは御了承をいただけたらと思ひます。したがつて、やはり私どもとしては、罰則による、たとえば罰金の額の多寡というより、なによりも、むしろ、法に違反する、違法行為をするといふことがやはり良心に非常によくないことではないか、こういうふうな気持ちでひとつ処して

て一番大切な問題ではなからうかと考へておるの、所有権の効力と公共の福祉による使用権との間の調整をいかにしてはかるかという問題、これが根本的に一番重要な問題であらうかと思ひます。今日の一般の法律思想から申しますと、大体公共の福祉によつて制限をされる程度はこの程度であらう、

といふことが一般の定説であるように何つております。あるいは、もつと強く公共の福祉というものを打ち出して、所有権の制限を一そう重くして、一定の制限区域においては高層の建築をできないようにすべきであるといふような強い意見もないことはありませ

んけれども、この段階においては、それは少しひと過ぎはしないかと、こういうふうな考えがあるようでありまして、政府部内におきましても、法制局その他と協議をいたしました結果、ま

ずこの程度にということであつたわけでありまして、この問題は、やはり今後いろいろな問題について起こり得ることであると考へます。将来はまた将来の社会通念なり、あるいは法律観念の発展に伴つて、法の改正といふものを打ち出していくべきではなからうかと、こう考へております。

○政府委員(宮川岸雄君) 固定通信でございますが、たとえば一般の事業者が固定通信をするという場合でございます、私鉄の無線設備であるとか、そういうようなものが該当いたすわけ

○久保等君 現在、何局くらいそ

○政府委員(宮川岸雄君) 東京都内の

マイクロー回線の一覧表を手元に持つておるわけでございますが、それらのものは電電公社、警察庁、防衛庁、気象庁、建設省、放送協会、各民放、それから東京電力、東北電力、電源開発、国有鉄道、そういうような大体一、二、三、四、五、六に該当いたしますものがほとんど大半でございます。いま申しました私鉄のものは、これは二回線でございます。

○久保等君 それは東京についての話

で、地方あたりにはありませんか、東京以外の地方に。

○政府委員(宮川岸雄君) 地方におき

ましても、大体これに準じたものかと考へるのでございますが、と申しますのは、この固定通信のマイクロー回線の免許というものがあたりましたは、やはり公衆通信であるとか、こういうふうな公衆通信というふうなものを率先して免許しておりますので、やはりこういうふうなものが非常に多くなつてくるわけでございますが、公衆通信ではできないような場合に、一般のこれらに該当いたしません事業者が免許するといふことが起こりますけれども、そういうふうなわけで、非常にそういうものは数が少なくなつてまいるのでございますが、大体地方もこれに準ずるものと考へます。

○久保等君 私は、ただ現在の事実をはつきりしてもらいたいと思うのです。この百二条の二のところで言っておる重要通信以外の、一体、それならば、通信というものは、現実にあるのかないのか、無線局はあるのかないのかというところをお尋ねしておるわけですが、それについて、あるならあるで具体的にはいつ御説明をお願いしたい、なければならぬ御説明をお願いしたい、が、いまの、もちろんマイクローエーブの無線局の中に民放もあるだろうし、あるいはNHKもあるだろうし、公衆通信もあるだろうしというふうな使い方をしているのだからと思うのですが、特にお願いしたいと思うのは、そういう、ここで言っておる重要通信以外の無線通信をやっておる単独局があるのかないのかというところをお聞きしておるわけです。ということは、要するに、そういう問題がもしあるとすれば、そういうものに対する何らかの保護措置というか、やはり今度のこの立法化された経緯が、建物の、四十三メートル以上も高層化されるような時代になってきておるのですから、そのことによる電波の障害をひとつで、この立法がなされておるのですから、重要通信についてはなるほどこの立法で考えておるのだが、それ以外のものについては考えていないのですか。しかし、考えなくてもいいのかどうなのかという問題は、これは立法上の立場から大いに考えなければならぬ問題があると思うのです。そこで、実は現在の状況についてお尋ねしておるのですから、あるかないか、はつきりお答え願いたいと思います。

○政府委員(宮川岸雄君) 先ほど御説明いたしましたように、そういうものはございませぬ。

○久保等君 だから、具体的にどこに何局あるか。

○政府委員(宮川岸雄君) 東京の場合におきましては、小田急と東武鉄道、私鉄が二回線、それぞれ一回線ずつ持つておりまして、そのほか、ガスであるとか、その他の事業体におきまして、どうしても公衆通信によつてまかなうことのできない場合に、一部免許を持つていくごく少数のものがあるわけでございます。

○久保等君 ごく一部のものがあると言っているのですが、それは具体的にわかりませんか。

○政府委員(宮川岸雄君) ただいま手元に資料がございませぬので、後刻、資料を差し上げたいと思います。

○久保等君 それならば、いずれにしても具体的な局を、しかも、区間等についても資料でひとつお出しを願いたいと思うのです。

それから、いまの小田急あるいは東京瓦斯ですか、これは、ガスの関係の何か、ここで言う「重要無線通信」には該当しないけれども、民間のマイクローエーブをやっているところがあるというお話なんです、これは単独で――たとえば東京瓦斯なら東京瓦斯、あるいは小田急なら小田急が、単独にどこか屋上にマイクローエーブを設けておる無線通信ですか。

○政府委員(宮川岸雄君) そのとおりでございます。

○久保等君 そうすると、これらのところについてのやはりマイクローエーブを保護するという問題について、ど

ういうふうにお考えになっていきますか。

○政府委員(宮川岸雄君) 今回の立法の精神は、やはり公共の福祉を守ると申しますか、このよう重要な通信の疎通が途絶することによりまして社会公共上非常に憂べき事態が起こることの防止するのがたてまえでございまして、そういう範囲内におきまして電波を保護いたしまして、そうして、いわゆる私権でございますところの地上に建物等を建てるというその権利を一部時間的に制限すると、こつうにことに相なつていまして、こつうに、やはりそういう重要な私権を時間的に電波で制限するということになりますと、やはり重要な無線通信ということを取り上げて限定的にこれをする、このように「重要無線通信」というものを限定して指定したような次第でございませぬ。

それ以外の無線通信の場合におきましては、この法律によりませぬけれども、両者の間におきまして、と申しますのは、免許人とそういうような建築をする側におきまして、事前に情報交換いたしまして、これは建設省と郵政省との間の覚え書きによつてもそういう措置をしているわけでございますが、そういうようなことによつてよく連絡をいたしまして、そういうことの起こらないようにしていくこと、これによりまして、実際にそういう問題が起つてこないように指導してまいりたい、そういうふうに考えております。

○久保等君 私の質問に対してもう少しポイントを合してひとつ御答弁願います。

たいと思うのですが、郵政省の電波監理局としては、電波法の定める趣旨によつてやはり電波行政を担当しておられると思うのです。ところで、電波法の第一条にも書いてあるように、電波法というものは、「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする」、この目的からいっても、重要通信にあらざるものについても、郵政当局として、認可をした電波というものが能率的に公平に運用せられていくかどうかというところについては、これは直接重要な責任のある私は問題だと思つておる。だから、重要通信の問題については、私は、いまのところは対象にしておらないのです。私の質問の対象は、そのこと以外の、この立法措置外に置かれていた民間のいわゆるマイクローエーブの問題について、一体、電波行政を預かる電波監理局長はどう考えておるか。ほつておけばいいのだ、それはとにかく免許して、あとは建築基準法上の問題でいろいろトラブルが起つても、そんなことは重要通信には関係ないし、公共福祉にそうたいして影響はなさそうだから、この際は目をつむつておいてという御理解なのかどうか。電波法の第一条からいっても、それは、公共の通信であらうと、あるいは民間の通信であらうと、電波を利用する問題については、この電波法第一条からいっても、何らかの形で措置をし保護をしていかなければならぬ。要するに、効率的な、しかも公平な運用ができるような措置を、電波監理局としては当然とていかなければならぬ責任があるだろうと思つたのですが、したがつて、そのことに対して一体どう

いうお考えなのか。今回の立法上の措置から除外した意味は、一体どういう意味かという点をお尋ねしているのです。

○政府委員(宮川岸雄君) ただいま先生の御指摘になりました点、まことに、私たち同感でございます。いまの電波法の精神から申しますと、公共の福祉のために電波を与えるという、むしろ電波があればこれを与えなければならぬというふうな形にもなつております。それによりまして電波の便益を享受しているものにつきましては、あくまでもこの便益は、それが阻害されないようにしていくのが、われわれ電波監理当局としては行政の態度であらうと思つております。しかしながら、今回の問題につきましては、十分それらのことを考えたのでございませぬけれども、やはり先ほど申しましたような私権の制限ということに相なつたので、この重要通信ということだけに限つたのでございまして、それ以外の通信につきましては、先ほど申しましたように、建設の確認申請その他が出たときに、その情報を免許人のほうに通知する等によりまして、免許人側において障害にならないような措置をいたすことができるように援助指導するというようなことによりまして、一般通信におきましても、できるだけ不利益をこうむらないようにいたしたい、そういう気持ちでございます。

○久保等君 少し基本的な問題でも少しお尋ねしないと、それではよくわからないのです。先ほど例にあげられた会社等は、これは会社とはいつても、相当公共事業的な会社だと思つた

○久保等君 私の質問に対してもう少しポイントを合してひとつ御答弁願います。

たいと思うのですが、郵政省の電波監理局としては、電波法の定める趣旨によつてやはり電波行政を担当しておられると思うのです。ところで、電波法の第一条にも書いてあるように、電波法というものは、「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする」、この目的からいっても、重要通信にあらざるものについても、郵政当局として、認可をした電波というものが能率的に公平に運用せられていくかどうかというところについては、これは直接重要な責任のある私は問題だと思つておる。だから、重要通信の問題については、私は、いまのところは対象にしておらないのです。私の質問の対象は、そのこと以外の、この立法措置外に置かれていた民間のいわゆるマイクローエーブの問題について、一体、電波行政を預かる電波監理局長はどう考えておるか。ほつておけばいいのだ、それはとにかく免許して、あとは建築基準法上の問題でいろいろトラブルが起つても、そんなことは重要通信には関係ないし、公共福祉にそうたいして影響はなさそうだから、この際は目をつむつておいてという御理解なのかどうか。電波法の第一条からいっても、それは、公共の通信であらうと、あるいは民間の通信であらうと、電波を利用する問題については、この電波法第一条からいっても、何らかの形で措置をし保護をしていかなければならぬ。要するに、効率的な、しかも公平な運用ができるような措置を、電波監理局としては当然とていかなければならぬ責任があるだろうと思つたのですが、したがつて、そのことに対して一体どう

○久保等君 私の質問に対してもう少しポイントを合してひとつ御答弁願います。

たいと思うのですが、郵政省の電波監理局としては、電波法の定める趣旨によつてやはり電波行政を担当しておられると思うのです。ところで、電波法の第一条にも書いてあるように、電波法というものは、「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする」、この目的からいっても、重要通信にあらざるものについても、郵政当局として、認可をした電波というものが能率的に公平に運用せられていくかどうかというところについては、これは直接重要な責任のある私は問題だと思つておる。だから、重要通信の問題については、私は、いまのところは対象にしておらないのです。私の質問の対象は、そのこと以外の、この立法措置外に置かれていた民間のいわゆるマイクローエーブの問題について、一体、電波行政を預かる電波監理局長はどう考えておるか。ほつておけばいいのだ、それはとにかく免許して、あとは建築基準法上の問題でいろいろトラブルが起つても、そんなことは重要通信には関係ないし、公共福祉にそうたいして影響はなさそうだから、この際は目をつむつておいてという御理解なのかどうか。電波法の第一条からいっても、それは、公共の通信であらうと、あるいは民間の通信であらうと、電波を利用する問題については、この電波法第一条からいっても、何らかの形で措置をし保護をしていかなければならぬ。要するに、効率的な、しかも公平な運用ができるような措置を、電波監理局としては当然とていかなければならぬ責任があるだろうと思つたのですが、したがつて、そのことに対して一体どう

○久保等君 私の質問に対してもう少しポイントを合してひとつ御答弁願います。

たいと思うのですが、郵政省の電波監理局としては、電波法の定める趣旨によつてやはり電波行政を担当しておられると思うのです。ところで、電波法の第一条にも書いてあるように、電波法というものは、「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする」、この目的からいっても、重要通信にあらざるものについても、郵政当局として、認可をした電波というものが能率的に公平に運用せられていくかどうかというところについては、これは直接重要な責任のある私は問題だと思つておる。だから、重要通信の問題については、私は、いまのところは対象にしておらないのです。私の質問の対象は、そのこと以外の、この立法措置外に置かれていた民間のいわゆるマイクローエーブの問題について、一体、電波行政を預かる電波監理局長はどう考えておるか。ほつておけばいいのだ、それはとにかく免許して、あとは建築基準法上の問題でいろいろトラブルが起つても、そんなことは重要通信には関係ないし、公共福祉にそうたいして影響はなさそうだから、この際は目をつむつておいてという御理解なのかどうか。電波法の第一条からいっても、それは、公共の通信であらうと、あるいは民間の通信であらうと、電波を利用する問題については、この電波法第一条からいっても、何らかの形で措置をし保護をしていかなければならぬ。要するに、効率的な、しかも公平な運用ができるような措置を、電波監理局としては当然とていかなければならぬ責任があるだろうと思つたのですが、したがつて、そのことに対して一体どう

うでない一般の場合には、電波法に定める第一条の目的そのものが何かきわめて不安定な状態じゃないかと思うのですがね。したがって、第百八条の二の場合でも、機能に障害を与えるという場合には、電波をとにかくストップかけて故意にやった場合でも、いまのような解釈からいけば、それはもう罰する法律は何もないのだという解釈になるのですね。これは、しかし重要な問題だと思うのですよ。それは、ほんとうにいろいろ研究をせられた上での解釈ですか。

○政府委員(宮川岸雄君) この点につきましては、今回の法律改正の問題も

でございますので、法制局等とも十分打ち合わせをいたしました。この電波の設備の機能に障害を与えるというのは、やはり設備から電波が出るということに障害を与えるということでございまして、先ほどから御答弁申し上げておりますように、その電波を出す設備としての機能に障害を与えるという

ことに統一して解釈しております。

○久保等君　まあ非常に私は重要な問題を、ただいまの御答弁からすると感ずるんですが、しかし、そういう解釈以上の解釈に、この場でどういふ言つてみたところで出ないとすれば、まあ、このことについての質問は打ち切りたいと思うのですが、ただ、しか

し、そういうことでは、何かきわめて立法上の保護措置に欠けるんじゃないかという気がいたします。まあ私は少なくとも、民間あたりで電波を放射しているという、その発射しているという一ことに對する何らかのやはり權利と

いうものを認め、また、それに対する
でき得る限りの保護措置も考えていか

なければ、これから電波万能の時代になつていくという時代に、非常に問題を起すのではないかと。もちろん私は、所有権とそういう何らかの権利というもののウエイトがどうかということになつてくると、いろいろと問題があると思ふのです。それから、その間の権利関係の調整問題については、これから考えなければならぬし、そのことは、私は、立法上の措置として考える必要があるんじゃないかということをお願いしたいんです。いまの御説明を聞くと、故意にそういう電波に妨害を加えようという意図があつてやられた場合でも、何らのこれに対する処罰規定はあつたこと、これに対してストップをかける措置を講ずることはできないのだ。何らの立法上の措置は講ぜられないということをお聞きすると、これはきつめて意外に思ふくらいなんです。私は、そのことについては非常に大きな何か立法上早速に考えなければならぬ、現行電波法に欠陥があるような気がするのですが、郵政大臣、どんなふうにお考えになりますか。

○国務大臣(古池信三君) 先ほどのお尋ねの中で、この電波による通信は、国が特定の人に免許によつて与えた権利である、こう申し上げましたが、それが財産権ではないかというお尋ねもございましたけれども、それは財産権ではない。あくまでも公法上の免許による権利である、こういうことを申し上げたのでございます。したがつて、この機能が害された場合には、いかなる措置が講じられるかということでありまして、やはり現在の法令の

もとにおきましては、この百八条の二によりまして、「その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は」という条項の運用によつて、故意にこの通信を妨害した場合に罰則を科する、こういうふうな解釈をして、この運用によつて扱つていくものと、こう考えております。

○久保等君 大臣に、いまの最後のところをお尋ねしたいと思ふのですが、私は、先ほど事例をあげてお尋ねしておるうちに、電波を妨害する意図をもつて、特別な措置をその特定な機械そのものには加えないけれども、電波の通路に当たるもう直前のところに何か壁を設けた、したがつて、電波の利用はもう全然できなくなつた、もちろん、機械そのものが機能を喪失してゐるわけではありませんが、とにかく電波そのものが使えなくなつた、位置を移すか何らかしなくては、本来の無線設備の機能を發揮できなくなつたというふうな場合における妨害行為というものは、第百八条の二のこの後段に該当するのじゃないのか。大臣はどんなふうに御理解になりますか。

○国務大臣(古池信三君) これらの問題は、私は、やはり裁判上の問題として裁判官が最終的に判断するものと考えますが、私は、法の精神としましては、あくまでも故意にその機能を妨害しようとして何らかの工作をした場合には、やはりこの条項によつて措置すべきものと、こう考えております。

○久保等君 ですから、私の言つてゐる場合は、大臣の言うその機能を妨害したものと郵政大臣はお認めになりますか、なりませんか。

○国務大臣(古池信三君) 私は、故意である場合には、この中に入ると存じております。

○久保等君 私は、一応その程度の解釈はすべきだと思つております。そうしなければ、無線の機械というものは、何も無線の機械そのものだけで、機械の内部だけで、サーキットだけで機能を發揮するんじゃないかと、やはり空気中の、空気中というか、空間を利用して初めて無線の機械の機能というものは發揮できるんですから、いわば大きな意味での一つのサーキットですね。そのサーキットの途中に、障害する意図をもつて妨害行為を行つたんだが、これはとにかく機械そのものに妨害行為を加えてないし、機能を麻痺させてないから、この百八条の二には該当しないんだという解釈は、これはきつめて何か、私に言わせれば、何と申しますか、現実には合わない解釈だと思ふんです。だから、せめて、大臣の言われる程度の解釈は、これは私はとるべきだと思ひます。このことは、大臣の御答弁で明らかになつたから、そのことはそのことで私も了解いたします。

大臣は、免許を与えたものだから、それは財産権ではないんだと言われるけれども、それならば、一体、マイクロの免許を与えて無線の通信をやる——電話の加入権の問題ですね、これも一時、やはり財産権であるかないかということは明治時代にだいぶ論争があつて、今日では財産権だといふことになつてゐる。私は、そういう点について、これは異論のないところとなつてゐる。私は、そういう点について、やはり無線の設備によつて行なう通信というものが、一つの何らかの、

財産権と言ひ切れるかどうか知りませんが、権利であることには間違いないです。権利であることには間違いないし、さらに突き詰めて言へば、やはり一種の財産権という解釈も成り立つんじゃないか。要するに、有線であらうと無線であらうと、電話の加入権の場合と比較した場合に、一体、どこに財産権として認められない本質的な差異があるか。大臣、何かここで財産権ではないんだと言ひ切ろうとすると、一体、その差異というものをここで明確にお答え願ひますか。

○国務大臣(古池信三君) これは非常にむづかしいわけですが、電話の加入権にしましても、最初は、これは財産権ではないという解釈がとられておつたわけなんです。そのうちに、電話の架設が非常に普及いたしまして、一般の公衆が一定の架設料を支払ふと当然の権利として架設されるということになりましたから、これは今日ではまず財産権の一種として扱われておる状態でございます。ところが、無線通信につきましても、必ず許可されるというものではなく、特別な事情がある場合に、特定の人に國が必要ありと認めて免許するわけでありまして、電話の加入権とはよほど法律上の性質が違つておるものだ、こう私は考えておりますので、これはいわゆる財産権の中には入らないと、こう存じております。

○久保等君 財産権であるかないかという議論は、これは私は、やはり将来の問題としては一つの研究課題であらうと思ひます、やはりいろいろな紛争等を起した場合には問題になると思ひます。したがつて、この問題は研究課

題として私は提起する程度にしたいと思ひますが、ただ、マイクロの電波伝送路に障害物が出てきた、建物等によつて。その場合に、少なくとも被害を受けることは間違いないわけですね。言いかえれば、財産的な打撃を受けることは、これは間違いないと思ひます。したがつて、それに対する何らかの補償をしてもいいという問題は、これは出てくると思ひます。本来の権利が財産権であるかないかは別として、現実に起きてきた問題として、損害を受けた、したがつて、その損害を補償してくれぬかという問題は、これはもう出てくると思ひます。したがつて、私は、民間会社の場合に、ただいま申し上げたような事例が起きた場合に、損害を補償してもらいたいという問題は、これはもう現実に出てくると思ひますが、これに対する保護は、一体どういう方法で行なうべきですか。

○国務大臣(古池信三君) この補償の問題につきましては、今日、電波に關して法律の明定はございません。したがつて、一般の訴訟によつて裁判所が決定するものと考えますが、先ほど申し上げたように、その機械そのものを損壊したとか、こういう場合には、所有権に対する損壊というところで損害賠償の請求は十分できると思ひますけれども、國から免許された電波を妨害したことによつて何らかの金額を補償せよという問題は、これは簡単にここで断定を下すことはできないのじゃないかと、こう私は考えております。

○久保等君 ここで断定を下すことは、確かに、具体的な事情をよく検討

しなければ、はつきりしたことは言えないと思うのですが、ただ、一般論として私の申し上げておるのを開きしておるのですから、そういう点で、大臣なり電波監理局長の見解をお示し願いたいと思うのですが、この改正案の対象にはなっていないんですけれどもね、なっていないんですけれども、一般民間会社等におけるマイクログラフが、途中で建物等ができたために従来の機能が發揮できなくなった、したがって、その機械が使えなくなった、したがって、何らかの技術的な措置を講じなければ用をなさなくなったというような事態ができた場合には、当然被害を受けた会社側の立場からいえば、これに対する財産上のいわば損害を受けたわけなんですから、これをひとつ補償してもらいたいという問題が、これはもう十分起こり得ると思うんですね。ところが、この改正の中では、全然そういったことを対象にしていない、一体どうしてこれなのだ、電波監理局なり郵政省は一体どう考えておるのだ、こういう問題について、法律上の何らの措置を講じていないのじゃないか。私は、重要通信の場合についてもきわめて不備であり、きわめて不完全だと思っておるのですが、まあ、その問題は先ほど来一応私は除外してお尋ねしておるのですが、民間会社の場合のマイクログラフ通信をどう能率的に確保してやるかという立場は、本法改正の中にやっぱりなければならぬのじゃないかと思ふんですがね。その点はいろいろむずかしい問題ではありますけれどもね。片手落ちじゃないかと言われる意見が私は出ると思うのです。だから、私の結論的なことを私申し上げますと、何

らかやっぱりという権利の、両者における競合というか、紛争というか、そういう問題が出た場合に、やっぱり話し合いをして解決するぐらいの若干の猶予期間ぐらいは、この法律の中で最小限定めるべきじゃないかという感じがするのです。どっちに軍配を上げようかというところは別としても、せめて若干の話し合いをなさない、一年なり二年ぐらいの間で話し合いをなさないという程度のこと、この法律措置の中で考えてやるべきじゃないか。これはもう電波行政を預かる立場からいって、当然そのぐらいのことは考えるべきじゃないか。先ほどお尋ねしたように、本来そういうものが財産権であるのかないのかという議論も、私は、将来の問題として大いに出てくると思うのです。いろいろ権利と権利がぶつかって、そこでトラブルを起こした場合、いかなる権利か——免許をもらってマイクログラフでもって放送する権利は、一体何の権利だ。それは全然財産権ではござい

ませんと言ふことはできないかと思ふ。これは現実非常に財産的な、何というか、生産を生み出すのですから、現実には、これが妨害されれば財産的な大きな被害を受けるのですから、そういう本体は一体何であるかと言つたうら、実は、権利は権利であつて、経済的な価値とは無関係ですと言ひ切れな

いと思ふ。そういう点については、将来の問題として早急に検討願ひたいと思ふのですが、そこまで、これは法文の中で、どうしてこれ、こうしてこれと、私は、私は申し上げないけれども、さしたつて、問題の起きた場合の、若干の猶予期間を置いて、その中でひとつ話し合つて解決しないといふこと

の措置ぐらいのことは、民間の会社のマイクログラフなんかの場合においても、郵政当局としては考えるべきではなかったかと私は思ふのですがね、そのことについて検討せられたのからせられないのか、ひとつ郵政大臣のほうから御答弁願ひたいと思ふのです。

○国務大臣(古池信三) 電波を放射して無線通信を行ふこと自体は、先ほどから申し上げましたように、国が特定の人に免許する権利でありますから、財産権とは考えておりません。したがって、これを妨害した場合におきまして、それは財産権の侵害として損害賠償を請求するということとは、現在の法制のためまゝであります。現在、そのことがこの法律に違反した不法行為であるというところは明らかであると思ふ。したがって、その不法行為に基づき損失の補償というよう

なことは、別途において考へべき問題ではなからうか、一般原則に基づくものであらうかと存じております。さらに、今回の改正におきまして、先ほど例をあげましたような、他の無線通信に対する建築基準法との間のことが考へられていないが、こういう問題はど

○久保等君 ですから、私が最後の後段でお尋ねした点の大臣の答弁がちょっとはつきり聞き取れなかったの

ですが、ちやうどこの百二条の二に規定する「重要無線通信」と同じような事態が民間の無線通信に起きた場合に、これは何らの措置を講じてないのでから、これは要するに、放任しておこ

るのだと言ふが、私は、だから制限とかなんとかということじゃなくて、土地その他の問題も、これは私権ですわね、私権ですが、しかし、片方もやはり私は、何らかの権利だと思ふのです。先ほど大臣は、財産権だとは言つておられないが、しかし、私は何らかの権利だと思ふ。したがって、それとその他の私権とぶつかり合う問題、これを調整するということぐらいは——どちらが優先するとかなんとかいう考え方はなしに、両者の権利の競合し合つたことに対して、何らかの調整をするという措置、こういうものは何らかの法律的にはやはり考へて、ある程度のものを保護してやらなければ、切り捨てごめんだにだになつても、それはやむを得ないんだ、君たちの使つて

いる電波というのは、公共性というものは全然ないんだからということでは、私は解決できない問題があると思ふ。特に、先ほど申し上げたような事業関係の問題がもし問題になつた場合には、それじゃ、公共事業とは一体何だ、公共通信とは一体何だという議論にまでなつてくると思ふ。だから、その問題には私は触れないにしても、一般的にも何らかの話し合ひ合

いは——半年がいのか、一年がいのの知りませんが、若干の期間を置いて話し合ひ合ひの立法措置は講ずるというところを考へぬと、全然いまいやうな状態のままで、それはもう突然変異のような形で何か建物ができて

○久保等君 ですから、私が最後の後段でお尋ねした点の大臣の答弁が

○国務大臣(古池信三) 今回の改正は、公共的な性質による通信のために所有権を一定期間制限しようというわけでありまして、これは憲法に基づいて当然法律によればやり得るわけ

でございまして。したがって、その場合に、私的な、いわば公共の利益、福祉に直接関係のない通信の妨害排除のためにも、一般の所有権が制限され得るかどうかが、こういう問題に関連して

思ふのです。そうなりますと、事態は、ただいまの改正とはよほど趣を異にしてまいりますので、将来の問題として十分考へたいというお答えをしたわけがございまして。

○久保等君 単なる民間という概念的なことでは、まあお尋ねしているのですから、そういう大臣の答弁でも、あるいは理解できるかもしれないと思ふのです。ただ、先ほどあげられた、やはり私鉄だとかガスだとかというところに

なつてくると、これはまた単なる形式的なものだとか、あるいはその他の公共的なものだとかという区別ができない

○久保等君 ですから、私が最後の後段でお尋ねした点の大臣の答弁が

○国務大臣(古池信三) 今回の改正は、公共的な性質による通信のために所有権を一定期間制限しようというわけでありまして、これは憲法に基づいて当然法律によればやり得るわけ

でございまして。したがって、その場合に、私的な、いわば公共の利益、福祉に直接関係のない通信の妨害排除のためにも、一般の所有権が制限され得るかどうかが、こういう問題に関連して

思ふのです。そうなりますと、事態は、ただいまの改正とはよほど趣を異にしてまいりますので、将来の問題として十分考へたいというお答えをしたわけがございまして。

○久保等君 単なる民間という概念的なことでは、まあお尋ねしているのですから、そういう大臣の答弁でも、あるいは理解できるかもしれないと思ふのです。ただ、先ほどあげられた、やはり私鉄だとかガスだとかというところに

なつてくると、これはまた単なる形式的なものだとか、あるいはその他の公共的なものだとかという区別ができない

○久保等君 ですから、私が最後の後段でお尋ねした点の大臣の答弁が

ら、やめておきますけれども、しかし、これはやはり一つの大きな問題だと思えますから、十分にひとつ研究を願っておきたいと思ふんです。

それで今度は、電電公社のほうに少しお尋ねしたいと思ふんですが、この間、電波監理局長からのお話だと、何か電電公社でマイクログ、建物の高層化に伴って障害を受けたような事例が二カ所ばかりあったというお話なんですが、それは一体、昨年の建築基準法の改正された以前から以降か、それからさらに、それらの事例について、二つばかりの例ですから、少し状況を御説明願いたいと思ふんですが、具体的に。

○説明員(橋本一郎君) お答え申し上げます。手元に用意しております二つばかりの具体例につきまして御説明申し上げます。

一つは、富山統制無線中継所についてでございますが、相手方は第一生命でございます。富山支社の新築をやる。この場合、昭和三十八年の三月ごろに、この相手方がすでに基礎工事に着手しておりました、この計画を聞いてみますと、これは私どものちやうど富山から新潟を回って東京に参ります重要幹線通信路でございます。これを遮蔽するこのビルは、ちやうど中継所の筋向かいのまっ正面に当たっておりますのでございます。それで、これはたいへんなことだというわけで、話し合いをいたしました。県の方も中に入つて、結論は、私どもは約一年半ぐらいでこれを別のところに移設いたしました。それで、それによって障害を避ける。その間、相手方はわれわれの既設の通信路に妨害を与えないようにして

もらうという了解も立ちました。私どもは、移転費用は自前でやりました。向こうがおおくなるための損害等につきましては、もちろん何にも支払わないということ、円満に話し合いをつけた次第でございます。

もう一例を申し上げますと、これは長野の統制無線中継所の例でございます。相手方は第八十二銀行でございます。中継所の建設地のまっ正面に当たりますところに建てるわけでございまして、昭和三十八年の十月、この新築計画のあることを聞きまして、折衝を行ないたしました。この場合も県が間に入りました。この場合は、別に建物建てて移設することになりましたので、工期は約二年半かかります。その二年半待つてもらうことで話がつきまして、この通信路は長野から横手のほうに向かつて出ておりまして東京へ来るわけですが、それで、やはり移転に要する経費は、私どもが自前といたしまして、受けまことにする。相手方の損害は、もちろん支払わないということで、これも円満に話し合いがついたような次第でございます。

一応その二例を申し上げます。

○久保等君 富山の場合は、従来のマイクログの高さはどのくらいで、今度はどの程度の高さのものにしたのですか。それから相手方の建物は、どのくらいの高さのものを建てることになつてゐるのですか。それから同じことを長野の場合についても……

○説明員(橋本一郎君) 私どもの富山の場合は、私どものアンテナの高さは、ちやうどパラボラの中心点が三十七・五メートルのところにあります。相手方は、本体が三十五メートルで、

それに塔屋が十二メートル場所によつてはつけ足されますので四十七メートルになります。

それから長野の場合には、私どものアンテナ高は三十七・九五メートル、これがパラボラの中心点になります。相手方のほうには、本体三十一メートル、塔屋十二メートル、合計四十三メートル、こういうようなことでございます。

○久保等君 それで、どの程度の高さのものになるのですか。建て直したのですか。

○説明員(橋本一郎君) 失礼いたしました。いずれも位置をずらしまして相手方の建物と避ける、こういうことで処置をいたしましたのであります。

○久保等君 位置をずらしただけなんです。高さはあまり変わっていないのですか。

○説明員(橋本一郎君) 高さについては、いま承知しておりませんけれども、特別に高さを高くしたような記憶は、いまございませんのでございますが、詳しくは後ほど調べさせていただきます。

○久保等君 それはしかし、高さも何とか高くしないと、またそんな問題が出てこないとは限らないのじゃないですか。

それから建築基準法上の問題ですが、改正以前の問題としても、富山の都合が、従来の建築基準法より若干高いかもしれぬのですが、わずかに高い程度。それから長野の場合には、ほとんど従来からの建築基準法の最高限度程度の建物ですが、いずれにしても、近所に高い建物が増えたら、またどこか場所を移さなければならぬ

ということになるから、位置を若干変えたというお話なんです。そんな程度じゃ、問題の将来における解決にはあまりならぬのじゃないかと思ふのですが、高さをあまり高くしなかつたわけなんですか。

○説明員(橋本一郎君) 富山の場合は、たいへん急ぎましたので、同じ屋上でも、相手方が建てても見通しのきくところに移そうと、こういうことになつております。長野の場合には、庁舎を別の位置につくりまして、これによつてやつております。これはお説のように、次々に建ててくれば確かに問題かと思ひますが、いなかのことでございますし、にわかにはうたぐさんのもは建つまいと思つて、ひとまず急いでこういう措置をしたような次第でございます。

○久保等君 費用は、これはそれぞれどのくらい、おおよそについて、大ざっぱな概算でけっこうですが、どのくらいかかりましたか。

○説明員(橋本一郎君) いまちよつと手元に用意してございませんが、いま御説明しましたようなことでございまして、富山の場合は数千万円のものになると思ひますし、長野の場合は数億になると思ひます。

○久保等君 数千万円と数億円と、それぞれ数字がちつともわからないのですが、ひとつ、あつてもけっこうですが、具体的な数字を、若干内訳をひとつ加えてお知らせ願ひたいと思ふのです。特に長野の場合、数億という、これはたいへんな実は変更をしたことになると思ひますが、しかも、この二つの事例の場合、富山の場合は、新建築基準法にも若干該当するかと思

うのですが、長野の場合には、従来の建築基準法に基づいて、相手方の八十二銀行は、それを新建築基準法に基づいて建てられるほど高い建物ではないので、将来全国的に高い建物が増つたので、私は、どういう当時の状況調査に基づいてやつておられるのか知りませんが、電電公社関係でマイクログを屋上に上げておる局、あるいは屋上じゃない、単独にアンテナをつくつて、そこにパラボラを載つておるというふうなところがあるだろうと思ふのですが、そういうところは、全国で何局ぐらいありますか。したがって、山の上にあるマイクログの中継所、こういうものは除外してもらつてけっこうなんです。市街地における屋上しないしはこれに準ずるものは、どの程度あるのですかね、全国的に見て。

○説明員(橋本一郎君) いまの御質問のようなくあいの庁舎ではございせんが、私ども、この高層建築物によつて将来支障を受けるおそれのある無線局というものをちよつと勘定してみたいのでございますが、それによりまして、二十五局という数字を持つております。いまの富山、長野のほかに金沢、それから東京は宮村町あるいは渋谷にございまして、大阪にもございまして、等々、大体そつちつちつと、先の先のことまで考えまして心配をしておるものでございまして。

○久保等君 しかも、いまの全国にどの程度あるか、いま即答できかねるようですから、それはまたひとつ、後ほどでも調べてお知らせ願ひたいと思ふのですがね。

大体おそれがあると目されるものが二十五局ぐらいあるというお話なんです。

すが、これらは、いずれもその高さは、先ほどの長野の場合のように新しく四十三メートル以上の高層の建物が建つ場合に問題になるというのじゃないか、もちろん、その場合にはなおざら問題になるだろうと思うが、従来からあった建築基準法に基づく四十三メートル以内の高さの建築が途中で建つても問題になる可能性はある局がむしろ多いくらいですか。

また、違つたお尋ねのしかたをしてみると、費用その他の関係があるから、できればそれは建築基準法の許容量より高い高さにしておけば問題ないのだけれども、しかし、当分高い建物は建たないだろう、隣あるいはそれからざつと先を見渡して、三階か四階くらいがせいぜいだろうというようなところは、二、三十メートルくらいの高さでパラボラを置いてある。そのほうが経済的だからというの、むしろ現状じゃないかという気もするのです、そういつた状況はどうですか。

○説明員(橋本一郎君) いま仰せのように、私も、必ずしも四十三メートルという数字を考へずに、場合によつては、住宅街のところだと二十メートルですか、制限が、そういつたようなこともございますので、いまのような四十三メートルという数字をとつてみますと、むしろ問題になる局も相当あるのじゃないかと思ひます。大体三十メートル前後くらいのものできてゐるのじゃないかと思ひます。

○久保等君 どうも少しはつきりした御答弁がないので理解がしにくいのですが、二十五局くらいの、将来場所を変えたり、あるいは高さを高くしなければならぬと考へられるところがあるというお話なんです、これらの局はいずれも、そうすると、新建築基準法でなくとも、従来の建築基準法からいつても、一ぱい一ぱいに建てられると、やはり問題がある局になる可能性がほとんどだという現状ですか。

○説明員(橋本一郎君) 調べてみませんとわからないのでありますが、そのほうが相当多いのじゃないかと思ひます。それからなお、先ほどちょっと間違えました、富山の場合は、六十メートルの架線塔をつくりました。長野の場合は、七十五メートルに用意しております。間違えました。失礼いたしました。

○久保等君 その高さをきめるときには、いろいろと、これからは将来の市街地等における建物がどう伸びてまいるか、そういつたようなことをよほど精細に事前に調査をする必要があると思ひます。そういつた方面の配慮は、今日まではどういふ一休考慮のもとにお調べになつたのですか。何らか基準でもあるのですか。おおよその見当で、その調査をしたときに、電波がとにかくうまく受かればよいという程度の目の子程度でやつておつたのですか。何か基準でもあるのですか。そのマイクロのパラボラ等を、アンテナ等を置く基準というものは、地域地域において何らかの基準というものはあるのですか、どうなんですか。どういふ状況ですか。

○説明員(橋本一郎君) やるときにはひどくでたらめにやつたわけでもありませんけれども、大体調査をいたしまして、将来の大体の予測はつけまして、この程度で当分いけるだろうとい

う考へてやつております。なお、こういうことが起こりましたので、新しいものについては、この点を十分配慮してやらなければならぬかと思つております。

○久保等君 そこの調査は、いままでのところ、施設局長の話では、何か適当といへばなんです、あまりそう十分に調査をするというような話もないようです、これからいろいろ問題が起きてくると思ひますし、現に二十五局ぐらいそういうおそれがあると言われているんですが、あるいは、これ以上あるかもしれないのですが、ところによつては、一カ所に数億の金を投じなければその設備の変更ができませんというような、ばく大な費用をかけることを考へると、よほど事前に精密に調査を私にはする必要があると思ひます。単にまたそういう予算だけの問題じゃなくて、これはたいへんいろいろなノスを来たのですから、そういう点について、少し計画的に現在のもの自体についてもお調べになる必要があるだろうと思ひますし、将来の計画等については、でき得る限り、せつかくできたが途中でまた変更しなければならぬというやうなことのないように、これは私、十分にひとつ対策をお考へ願ひたいと思ひますが、どうもいままでのマイクロにおけるアンテナの設置場所の問題については、技術的にその当時支障がなければ適当に高さをきめておつたというやうな御説明ですが、もう少しそういう建築基準法等の關係ともならみ合せて、町の将来の発展の推移等も想定しながら考へられる必要があるのじゃないかと思

ひます。この点は、ひとつ御注意を申し上げておきたいと思ひます。それから郵政省のほうにお尋ねしますが、伝搬障害防止区域の指定をこれはすることになっているが、これはもう具体的に何か成案を持つておられるのですか。

○政府委員(宮川岸雄君) まず、一番問題が起るかと考へられます東京の中央地区につきましては、具体的に図面の上にそれをあらわしたものがござ

います。

○久保等君 それからいまの、なんです、東京の場合だけですか。いま全部について、もう作業を終わつて、いつでも告示のできるやうな状態に、そういつたものができているんですか。

○政府委員(宮川岸雄君) 目下準備中でございます、いづれ、この法律が制定施行されましてから、できるだけの早い機会にこれができるように準備は進めております。

○久保等君 政令案については、どういふ準備状況ですか。この電波法一部改正に伴つて必要とする関連政令。

○政府委員(宮川岸雄君) これが施行に伴います省令、政令等については、それぞれ目下準備中でございます、一部のものにつきましては、文案ができてゐるものもござい

ます。

○久保等君 その政令、いつごろまでにできるのですか。

○政府委員(宮川岸雄君) この法律が通りましてから二カ月以内、この附則にござい

ます、法律が制定になりましたときには、それに間に合うやうに準備いたしたいと思ひます。

○久保等君 間に合うやうにつくられるのは当然だと思ひますが、だから、いつごろですかとお尋ねしてゐるんですが、いつごろまでにできるのですか。

○政府委員(宮川岸雄君) この二カ月以内には十分につくり得る自信を持っております。

○久保等君 二カ月以内。法律を公布してから六十日をこえない範囲内において政令において定める日から施行するといふのです。これは施行するの、おそろく、まあ法律制定後、公布のほうは、もう日ならずして公布されるところの、法律制定後六十日から六十日ちょっと出たくらいで施行せられることになると思ひます、現実的には、したがつて、政令のほうはずつと早くにできていなければ、政令でいつの日かといふことを具体的に定めるのでしよ、施行する日を。ですから、その政令そのものが二カ月以内には成立しますと言つておつたんでは、そういう抽象的な、きわめて非現実的な何か御答弁じゃ、少しおかしいのじゃないですか。

○政府委員(宮川岸雄君) その点につきましては、法規課長のほうから御説明さしていただきます。

○説明員(高田幸一君) 改正案の附則によりまして、六十日以内で政令で定める日から施行するといふことに相なつておりますので、その間に政令をできるだけ早く準備いたしまして、電波法改正案によりまして手続などに関す

る政令をできるだけ早く準備いたしまして、それと相応じまして施行の政令を定めていきたいものと思つております。二カ月以内には十分準備できるものと考えております。

○久保等君 いまの御答弁だと、だいぶ政令をつくるのに相当な日数を要するようなお答えなんですけれども、何か特別むすかしいことがあるのですか、政令をつくられる上に。

○説明員(高田希一君) 格別むすかしいことはございませんが、政令が三つばかりでございます。その他、省令が若干ございまして、若干の日は要すると思ひます。

○久保等君 それじゃお尋ねします、第百二条の六の中の最後の三というところに、郵政省の省令で定める場合があるのですが、この郵政省令で定める場合というのは、どういう内容のものか考えられますか。

○説明員(高田希一君) ただいまのところでは、具体的に予定しているものはございせん。でございますが、施行の状況によりまして、あるいは除外すべき場合が出てまいろうかと存じます。その場合に、これを除外し得るよう、弾力的な規定として設けさせていただきます。と思ひます。

○久保等君 大臣もそうお考えになつていますか。

○国務大臣(古池信三君) 大体たたいまの法規課長が御答弁申し上げましたようにならうと思ひます。

○久保等君 この間、連合審査会で問題になった問題は、一体どこで規定をする予定でおられるのですか。

○政府委員(宮川岸雄君) 百二条の三に「郵政省令で定めるところにより、

云々というのがございまして、法律の条文のほうには、高さが三十一メートルをこえる部分ということがございまして、郵政省令によりまして、軽微なものはこれから届け出の義務を免除するに考えております。

○久保等君 だから、それは第何条のどの省令ですか。

○政府委員(宮川岸雄君) 百二条の三でございます。

○久保等君 三の……

○政府委員(宮川岸雄君) 三の本文の中に、それを読みまして、「前条第二項の告示に係る伝搬障害防止区域内(その区域とその他の区域とにわたる場合を含む)において、次の各号の一に該当する行為(以下「指定行為」という)に係る工事の請負契約の注文者又はその工事を請負契約によらないで自行する者(以下単に「建築主」という)は、郵政省令で定めるところにより、云々とございまして、その郵政省令によつて定めるところによりまして、軽微なものは除きたい、こういうふうに考えます。

○久保等君 それでは、結論的には、この百二条の六の省令というものは、いまだのところ、具体的に予定してないというふうに理解していいわけですね。

○政府委員(宮川岸雄君) そのとおりでございます。

○久保等君 先ほどお尋ねした質問の問題なんです、第百条の二のいわゆる「重要無線通信の確保」なんです、これはいわゆる通信ですから、民間放送等の放送そのものは含まれないでしょうね。どういふこと……

○政府委員(宮川岸雄君) 特定の固定通信でございまして、放送は含まれません。

○久保等君 だから、私は、そういうことも考え合わせると、先ほど言つたような、影響するところは、この法が対象としていない分野についての問題でも非常に問題になる点が多いと思ひます。一般の民間放送なんかの場合には、全然保護対象になつておられわけですから、だから、そういう問題の起きた場合に調整をするか、何かの方法を立法上考えておかなければ混乱するんじゃないかという気がするのですが、だから、ここにもやはり「放送の業務の用に供する無線局の無線設備」ということは言つておいて、通信関係のことについては確保して、

るんだが、放送そのものについては、もちろん公共放送ではないし、と同時に、また、公共放送というよりも公共通信じゃないのだから、という考え方で、そこところははっきり割り切っておるわけですが、影響というが、非常に大きな問題を引き起こす可能性は、これは多分にあるし、その場合に、法的な措置は、立法上の何らの根拠はないのですか。それに対する何らの法的な配慮はしていないのだということについては、やはり放送問題を考え合わせるでも、非常に問題だと思ひます。ですから、先ほどは、民間の通信の場合を申し上げたんですが、そういうことについて、電波監理局のほうではどうなんだろうとお考えになりますか。

○政府委員(宮川岸雄君) 現在放送に使つております電波は、マイクローウエーブでございまして、これは直進してまいるという性質のものよりも、

はるかに低い性質でございまして、このたびの法律によりまして保護をいたそうと考へておりますものは、百二条の二にもございまして、八百九十メガサイクル以上の電波でございまして、これは放送には含まれておらないわけでございます。ここに書いてございまして二のほうの「業務の用に供する無線局」と申しますのは、スタジオと放送局の送信所との間を結びますところの固定マイクロー、こういうようなものがございまして、これらがやはり妨害を受けますという、放送がとまりまうので、それを保護するという形でこれをしておるのでございまして。したが

いまして、放送はより低い周波数帯でございまして、これは広く伝搬する性質を持つたものでもって放送しているわけでございます。この法律とは違つて性質のものと思つております。ただ、先生の御指摘の、固定通信のマイクローエーブでも一般の問題というものがあつてはならないかというお話でございます。これにつきましては、先ほどからいろいろ貴重な御意見をいただいておりますので、公共通信、重要通信の範疇に一応入れていない一般通信におきまして、その通信というものはできるだけ保護したい、という立場に立ちながら、今後の行政指導等をしてまいりたいし、また、建設省方面とも十分にその点には連絡をとつて、不意に通信が障害を受けるといふようなことのないようにしてまいりたいと、そういうふうに考へておるわけでございます。

○久保等君 それから重要通信の確保という観点からも、この前、白井委員

のほうからお話があつたんですが、二年ないし三年間の猶予期間を置いて、その間にできるだけ何とか調整して、どうしても話がつかなければ、無線の設備のほうを動かして、何とかその障害を受けまいという措置を講ずるんだと。大臣のことはをかりて言え

ば、無線のほうを、逃げてそのないようにするんだというふうな御説明なんです。これも何か、まだまだ私は、重要無線通信確保の措置としては、少しもの足りないんじゃないかという感じがするんです。だから、いざいざ強くしてもいいんじゃないかというふうに考へるんです。わずか二年ないし三年程度の猶予期間だけじゃ、さつきも話があつたように、極端なことを言

えば、いやもう、そんな話は問答無用式にとかくどんどん工事進めていく、最悪の場合には、罰金なら五万円——五万円払わないにしても、現実に障害を及ぼす部分だけを少なくとも二年なり三年なりつくらないで、い

ますから、基礎工事なり何なりはど

んやつていく。おそらく、大きな建

物だつたら、やはり二年前後の期間が

かかるだろうと思ひますが、した

がつて、下のほうはどんどんやつて

いく。四十三メートルなら四十三メ

ートルあたりくらいまではどんどんや

つていくというふうな形でやつていく

分には、ほとんど実情は支障なく、ま

あ法律上にはいかにめし、何かストップ

をかける、工事をやつちやいかぬとい

ふうになつていくが、事実上は工事をど

んどんやつていく。ただ、障害を及

と、若干そのときには、一カ月か二カ月か、せいぜい長くて半年ぐらい実際は待つてりやいんだというふうな形でいく程度ですから、そういう意味からいって、たいした支障を及ぼさなくても、私は運用の面でやっていけるんじゃないかと思ふんです。だから、必ずしも二年、三年といつたら二年、三年全然基礎工事何もあつちやいけないというんじゃないだろうと思ふんです。したがって、事実上は、半年あるいは数カ月ぐらいの若干猶予を置いて話し合つたというくらいの結果しか、被害というか、迷惑を及ぼさなくて済むんじゃないかと思ふんです。もちろん私は、そういう所有権なり、そういう建物や敷地を建てることについて、できるだけ制限なりあるいは支障を及ぼさないように配慮すべきだと思ふんです。これはもう最大の努力をすべきだと思ふんです。しかし、どうしても話がつかない場合は、しかも、相当の経費を使わなければ、片や公共通信の場合といえども新しい設備がでないのだという場合だとすると、これはひとつ、何か所有権なり建築することについての制限をもう少し強める場合もあつてもやむを得ないのじゃないかというように考へるのです。要するに、言いかえれば、重要通信確保のために、もう少し私権の制限といつたようなこともやむを得ない場合があるんじゃないか。したがって、そういう場合にも、立法上の措置としてやつぱり考慮して立法しておくべきじゃないかというように思ふのですがね。まあ要するに、最高をもう少し強いものにして、何も常にそういうことで制限するなんというに實際はな

りつこないし、實際は、そういう法運用はありつこない。最高二年ないし三年程度の猶予期間を置くだけという程度では、無線の重要通信の確保が十分じゃないかというふうな考へるのですが、これは将来もう少し時期を見てそういうことも考へようというこを考へておられるのかどうか。

障害を与えるような所有権の行使がでないというふうな地帯を設定するとか、そういうふうないろいろな立法の例が諸外国等にもございますので、そういうふうなものなども今後十分に勘案しながら、今後の推移によりましてさらにいろいろ検討して、場合によりましては立法措置も講じていきたいというふうな考へております。

んマイクローエープの受信装置を置きまして、それをここで受けまして、さらに新しい波で送信するというような方法もあるかと思ふのでございます。それらにつきましては、今後の技術の発展に伴ひまして、より効果的な反射板、あるいは、より経済的な中継器といったものの技術が進むにつれまして、そういうふうなことの可能性が——いまでも多少現実性はございますが、そういうことがますます経済的に可能になってくるというふうな考へております。

話し合いということによつても、それが可能かと考へている次第でございます。

〇政府委員(宮川岸雄君) ただいま先生の御指摘のように、重要な通信はこれだけによつて完全に保護されるものではないという御見解でございます。が、確かに、この法律では、二年ないし三年という猶予期間を置くだけでございまして、それ以上に試験その他の措置をする期間が長ければ問題が出てくることは確かでございます。こういう重要な通信を今後どういう形でもって保護いたしまして万全を期していくかということは、当然今後、電波を預かるわれわれといたしまして、十分に考へていかなければならない問題だと思ひます。それらにつきましては、たとえば適當な高さ、建築物としてまず常識的に所有権として考へられる、これが百メートルになりますか、八十メートルになりますか、そこら辺のところは存じませんけれども、そういうふうなところ以上に設置されたマイクローエープ等については、これはあくまでマイクローエープというものが妨害されない地帯であるということをはつきり打ち出すとか、あるいは特別に、ある地帯を設定いたしましたところの地帯において免許されたところの無線通信は、まあ電波の障害を受けることがない、言いかえれば、その下には所有権が著しく制限されて、電波の

〇久保等君 郵政省のほうからでもいいし、電電公社のほうからでもいいと思ふのですが、ひとつ技術的な問題について、こういう事態の発生といひますか、こういう時代になってきて、技術上、そういう高層建築物ができて、もうたいていあまり費用をかけなくても、無線の設備の本体そのものを動かすとか何とかいうことまでしなくても、もう少し簡単に、それこそ、電波をサテライト方式かなんか、そういうことで方向転換をする、したがって、通信に支障をあまり来たさないようなことのために、何か技術的な研究でもおやりになつておるのですか、どうなんですか。

〇政府委員(宮川岸雄君) 電波の通路に障害物ができました場合には、その送信、受信のアンテナを動かしまして、その通路からその障害物がなくなつて、逆に申せば、障害物以外のところに通路を設定するということが一番簡単な方法ではございませんけれども、どうしてもそれができないというふうな場合におきましては、その障害物の上にたとへば電波を反射する反射板等を設置いたしまして、それを受けてまして若干方向を屈折せしめて、電波の新しい伝搬路をつくるとか、あるいは場合によりましては、そこに一た

〇久保等君 それじゃ、私は、きょうのところはこの程度にしておきます。

〇横川正市君 ちょっと関連して。反射板を備へつけるという場合に当然問題になってくるのは、その備へつける場所である屋上の使用権ということが問題になってくるだろうと思ひますが、だから私は、建築物の高さとか、あるいは付属物の高さ等を制限する法律をつくるのとあわせて、高層建築物の屋上使用権について、これは当然使用料を払うのですが、その使用権というふうなものを、ある程度消極的にでも相手方と話し合つて認めさせるか、あるいは強権で認めさせるかというこでなしに、そういう法律改正をつけ加えておく必要があるのじゃないかと思ふのですが、この点どうですか。

〇政府委員(宮川岸雄君) そういうことによらなければならぬ場合が非常に多いというふうなことになるかもしれませんが、あるいは立法措置も必要かと思ひますけれども、そういうふうな事例がそうたくさんあるものでもございませぬし、また、そういう数少ない事例につきましては、両当事者間の

〇政府委員(宮川岸雄君) 検討すべき問題かと思ひますけれども、他人の屋上を使うことだけでなく、自分みずからやはり屋上に、より高いものをつくるといふことを、率先して免許人側においてもやっていかなければならぬかと思ひますので、今後の問題としまして考へてみたいと思ひます。

〇政府委員(宮川岸雄君) 検討すべき問題かと思ひますけれども、他人の屋上を使うことだけでなく、自分みずからやはり屋上に、より高いものをつくるといふことを、率先して免許人側においてもやっていかなければならぬかと思ひますので、今後の問題としまして考へてみたいと思ひます。

〇政府委員(宮川岸雄君) 検討すべき問題かと思ひますけれども、他人の屋上を使うことだけでなく、自分みずからやはり屋上に、より高いものをつくるといふことを、率先して免許人側においてもやっていかなければならぬかと思ひますので、今後の問題としまして考へてみたいと思ひます。

〇政府委員(宮川岸雄君) 検討すべき問題かと思ひますけれども、他人の屋上を使うことだけでなく、自分みずからやはり屋上に、より高いものをつくるといふことを、率先して免許人側においてもやっていかなければならぬかと思ひますので、今後の問題としまして考へてみたいと思ひます。

○委員長(光村善助君) 暫時休憩いたします。

午後零時五十五分休憩

午後二時二十五分開会

○委員長(光村善助君) ただいまから通信委員会を再開いたします。

電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は、順次、御発言願います。

○野上元君 今回の電波法の一部改正の内容は、申し上げるまでもありませんが、いま一番大きな問題になっておるのは、先ほど来の質疑で明らかになっておりますように、所有権と公共物の使用権の調整というところが一番のポイントになっておるようでありまして、その点にできるだけ集中をして質問してみたいと思います。

まず最初に、現実にあるマイクロ設備の高さの種類、それを教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(宮川岸雄君) いままでに免許された電波の実際の高さの御質問と考へますが、全国的な統計をちよつと手元に持つておりませんが、東京都内におきましてマイクロ回線約五、六十ございしますが、その中におきまして、現実に三十一メートルより低い高さにありますものは十を出ない程度のものでございまして、それ以外のものは三十一メートルをはるかにこえた高さになっております。平均といたしましては、大体四十五メートルぐらいの高さということが言えるかと思ひます。

○野上元君 現実に、すでに障害を見つづけるという設備というのはあります。

○政府委員(宮川岸雄君) 現在障害が起つてゐるものはないと思ひます。過去におきましては、障害が起つて、その障害が起つてからそれを取り除いた――取り除いたといふことは、処置をした例、まあ障害が起つて、このために処置をした例といふのは、そういうものは過去においてございします。

○野上元君 三十一メートルという高さです。これは最初は百尺という表現を使つておる。それが昭和二十五年ぐらいに三十一メートルという表現に変つたといふことを聞いておるのですが、この三十一メートルないしは百尺という高さをきめたときの基準といふのは何ですか。これはあなたに聞いてもわからぬかもしれぬが、少なくとも電波の關係から見れば、その基準をきめたときに、一応の相議があつたのではないかと思ひます。

○政府委員(宮川岸雄君) 百尺といふものを建築の基準とした理由は、おそろくこれは建築そのものの構造物の特性とか、耐震性とか、危険の度合いとか、そういうようなことから来たものと思つております。この建築基準法といふのが一番最初に施行されて百尺がきまりましたときは、もちろんマイクロウェーブもございせんでしたけれども、昭和二十五年に建築基準法ができましたときにおきまして、なお、マイクロウェーブの利用といふものはほとんどわづかしさがございせんのでしたので、郵政省とい

しまして、それに対して特別の考へ方がなかつたと思ひます。

○野上元君 こちらで聞きたいのは、その三十一メートルという基準をつくつたときに、いろいろな理由があると思ひます。安全性だとか防火の關係だとか、あるいは今日の建築技術の水準とか、そういういろいろなものがあると思ひますが、少なくとも電波の關係については、その当時は全然心配がなくて、郵政省とは何らその問題については話し合いが行なわれておらないのですか。

○政府委員(宮川岸雄君) 郵政省との間にはございせん。

○野上元君 そうしますと、現実にマイクロウェーブといふものができてからにわかに郵政省と、いふよりも電波法と建築基準法との關係が論ぜられるようになった、こういうふうな解釈してよろしいですか。

○政府委員(宮川岸雄君) そのとおりでございます。

○野上元君 マイクロウェーブといふものができたのはいつですか。

○説明員(藤木栄君) お答え申し上げます。マイクロウェーブは、日本でできましたのは昭和二十七年、八年ごろからだんだんできてまいりまして、最近はずいぶん発達してゐるわけでございます。

○野上元君 そうしますと、建築基準法のほうはもう早くからあつて、三十一メートルといふのがあつたわけですね。その後マイクロウェーブといふものができた、したがつて、マイクロウェーブのほうは、いままでは、現にある三十一メートルの高さに達しておるものは電波のほうで逃げるか、あるいは

はそれより高いものを建てて通信を行なつておつた、こういうふうな解釈してよろしいですか。

○政府委員(宮川岸雄君) そのとおりでございます。三十一メートルまでの高さよりも高いものを建てなければならぬといふこともございせんではないし、あるいは、もちろんそれよりも低くてもよろしいわけでございます。電波のほうで高さを高くするといふことは、経済的にも非常に急激に負担がかかることになりまして、従来の三十一メートル、こういう高さの制限がございまして、免許人のほうにいたしましては、まず、その三十一メートルといふものを一応の目安といたしまして、場合によつては、自己の危険負担によつてそれよりも低いものをつくる、それでない場合は、若干それよりも高くしたものをやる、こういうことで従来やつてきたわけでございます。

○野上元君 そうしますと、現実にはいまのところ障害はないわけですか。

○政府委員(宮川岸雄君) 現実に障害になつてゐるところはございません。

○野上元君 そうしますと、この電波法の改正の目的は、建築基準法の一部改正によつて、三十一メートル以上であつても建て得るという法律ができたので、それに対応して一部を改正する、こういうことになつたわけですか。

○政府委員(宮川岸雄君) 今度の法律の改正は、建築基準法が改正になりまして、容積地区内には非常に高い建物が建つという可能性が出てまいりましたので、それらを機会に考へたものでございします。その場合におきまして、

従来にもおそれのあつたような、特別に許可を要するような建物等につきましては、今回の法律でも制限をすることに当然なつてくるわけでございます。同時にまた、従来の尊重されておりました既得権益といふようなものも十分考慮しながらこの法律ができておりました。この建築基準法の改正によりまして、高い建物ができる、で、その問題だけをつかまえてできている法律ではない、こういうふうな言えるわけでございます。

○野上元君 三十一メートル以上の高い建物が可能になつた法律といふのは、いつできたんですか。

○政府委員(宮川岸雄君) 従来の建築基準法でも、三十一メートルをこえる場合におきましては、申請があつてそれを確認すれば――確認のための申請が出れば、それによつて確認されれば建てられたわけでございます。従来におきまして、防火上あるいはその他のいろいろな観点から見れば、しつこかえがない場合には、特別に許可があれば、従来でも高さ三十一メートルをこえる建築物、工作物は建てられたわけでございます。

○野上元君 かりにそうしますと、その許可といふのは建設大臣の許可であつて――その当時には、この電波法の改正はないんですから、建設大臣だけの許可で三十一メートル以上のものが建てられる、こういうふうな考へてよろしいですか。

○政府委員(宮川岸雄君) そのとおりでございます。

○野上元君 そういふ障害が起きたので今度は電波法の一部を改正して、そ

さらに、行政指導でもって、それに対する法律上の拘束でないことによりまして、指導し得るのではなからうかと考えて、それを省令で除くというところでございまして、先生の御指摘のように、全然それではそういうものは障害にならないかという御質問に對しましては、やはり場合によつては、そういうケースも起こり得ると、まあこういうふうな申し上げなければならぬかと思ひます。しかし、その点につきましては、先ほど申し上げましたように、三十一メートルということ自体が、地表からということに相なつておきますので、電波の伝搬路の途中におきまして非常に地表面が高い場合、そういうようなところでは、まあ二十メートルのものが建つても妨害が出るというふうなおそれもございします。で、それらを考へまして、法律技術的に三十一メートルということを一応の線としておいて条文にそれをうたつておいて、あとでこまかい点を除くこと、こういうふうな考へ方でこの法律はできておる次第でございします。

○野上元君 いままでは、あなたが言われているように、建築基準法施行令によつて、三十一メートル以上にある突出物であつても、それは一定の面積以下のものは、建物の高さに算入しない、こういうことになつてゐるわけですね。それは建築基準法から見れば、あるいはそういうことを言つてもいいと思ひます。しかし電波のほうから考へると、それはかりに八分の一であつても、本体と同じように強い建物、電波を障害するような材料を使つた建物であつた場合には、ただ面積が小さいというだけであつて、やはり障

害になるのじゃないか、それをなぜその届け出を免除したのかという考へ方を聞いてゐるのですかね。私の申し立てることがわかりますか。

○政府委員(宮川岸雄君) よくわかるのです。確かに屋上八分の一の面積で高さ十二メートルのものが、屋上の面積も最近非常に大きくなつておりましたので、そういうふうなものが電波の通路にまともなふつたつてくる場合に、そこまですることが起つてくるのでございします。階段室とか、昇降機とか、装飾塔、物見塔、屋窓、ここに書いてございします。そういうものでございします。現実には、面積も非常に小さいし、また、そういうものは設計によりまして動かすこともでき、というふうなことがございします。で、まずそういうものを考へまして、若干のそのおそれのある場合も含んではおるわけですが、一応それは省令によつて、届け出をしないようにしたのがこの法律でございします。

○野上元君 屋上の面積の大ききにもありますが、たとえば大きい話をして恐縮ですが、八百坪あるとすれば、その八分の一というと百坪になるわけですね。その百坪の分は突出部分になるわけですね。それが本体と同じものでつくられておる場合には、明らかに大きな障害になるのじゃないかという気がするのです。そうじゃなくて、百坪が五坪とか十坪というふうなものであれば、そういう大きな障害にはならないかもしないけれども、理屈をいへば、そういう場合もあるのじゃないかという考へが考へられるとするならば、一般的に考へてみて、突出物だからと

いつて、届け出を除外するというのは、考へ方としては、基準法と電波法とがこんがらかつてゐるのじゃないかというふうな気がするのですが、この点はどういうふうにお考へですか。

○政府委員(宮川岸雄君) ただ、その点につきましては、先ほどの高さの問題と同じように、若干そこに正確に割り切れない点があるかと思ひますが、ただいまおっしゃいました非常に屋上面積の広いところの八分の一以内にも建つてゐることはございしますけれども、これはやはりそれが住居の用に供するためにつくる場合は、それに入つておられませんので、どうしても機械室とかあるいは階段室とか、そういうふうなうなたぐいになりますので、現実的には、そういうふうな大きなものは出てこない、そういうふうな考へております。

○野上元君 そうすると、具体的に聞きますが、この建築基準法施行令第二條第一項第五号に掲げておる「建築面積の八分の一以内の場合においては、その部分の高さは、十二メートルまでとなつておるわけですが、これはどれくらいのおよびを予想してゐるのですか。

○政府委員(宮川岸雄君) その幅が幾らということについてちよつとお答えいたしたかねるの申しわけありませんが、やはり電波の通路との關係において考へなければならぬこととございまして、電波の通路のごく端のほうにあるか、そのまん中にあるかというところは、電波のアンテナのごく近くにゐるか、それとも相当遠く離れてゐるか

といふようなこともありまして、一がいちよつと申し上げかねるような次第でございします。

○野上元君 あなたも建設省の人でないから、その点ははっきりわからないと思ひますが、あなた方と建設省が互いに話し合つた中では、そういう事項が入つてゐるので、ちよつと聞いてみたのですが、もう一つのほうの、建築基準法第六條第一項ただし書きに規定する増築、改築または移転にかかわる建築物というのは、どういふことをさしてゐるのですか。たとえば建築基準法第六條第一項ただし書きには、い

まのうな文句があつて、最後のところに、「床面積の合計が十平方メートル以内のものについては、この限りでない」といふので、一応広さが明示されてゐるわけですが、こういう程度の広さを考へてゐるわけですか。

○政府委員(宮川岸雄君) この十平方メートルと申しますと、三坪でございしますが、しかもこれは、各フロアの面積の合計をいうのでございまして、現実には、その三坪の広さで非常に高い、その間には何のフロアもないようなものができます。場合にございまして、何と申しますか、高い記念塔みたいなもので、途中に何にもなくて、床面積が一番上だけにある。そういうものが三十一メートルというふうなものであつて、これはあり得るものでありますけれども、現実の問題として、この十平方メートルというものが、そういう床面積の合計でございまして、これがこの程度のもので三十一メートルをはるかにこえて立つというふうなことは、そうあり得るケースではないと思ひますので、それで今度の軽微なもの

として、やはり届け出の義務を除外するほうにこれを含めたような次第でございします。

○野上元君 いま私が申し上げました建築基準法第六條第一項ただし書きの場合には、「十平方メートル」と書いてあるわけですが、先ほど御質問申し上げました建築基準法施行令第二條第一項第五号には、「八分の一」と書いてあるだけであつて、その面積がどれくらいであるかは書いてないわけですが、大体この兩者の關係はどういふふうにお考へですか。

○政府委員(宮川岸雄君) この第六條のただし書きのほうの「十平方メートル」といふのは、これは、ただいま御説明しましたように、床面積の合計でございします。これにつきましては、ほとんどこれが電波の障害を考へることはまずないものというふうな考へてゐると思つております。それから施行令のほうの問題でございしますが、これは屋上面積が大きくなれば、確かに、八分の一でございしますから、非常に大きくなるのでございしますけれども、これにつきましては、先ほど申しましたように、これが機械室であるとか物置きであるとかいうようなことと

ございまして、そういうようなもののうちには、あるいは非常に大きなもので障害を与えるおそれのあるものもあるかと思ひます。けれども、届け出の義務を課さないでも、行政指導その他によりまして、個々の問題に對処し得るというふうな考へで除いたのでございします。

○野上元君 いずれにしても、突出物といへども、大きなものが建てられたら困るのはわかり切つたことなんで

○野上元君 いずれにしても、突出物といへども、大きなものが建てられたら困るのはわかり切つたことなんで

○野上元君 いずれにしても、突出物といへども、大きなものが建てられたら困るのはわかり切つたことなんで

○野上元君 いずれにしても、突出物といへども、大きなものが建てられたら困るのはわかり切つたことなんで

す。一応八分の一という程度のものであるならば、郵政当局は、まあまあ妥協してもよろしいという程度の考え方なんでしょうか。本来ならば、郵政当局としては、これも実際に届け出をしてもらって、その建築物の材料が何でつくられるのか、あるいは電波を通すのに障害になるからないかというような問題についても、当然私は、郵政当局としては関心があるはずだと思ふんですが、全然そういうことはもう無関心で、何をにつくられてもけっこうだ、とにかく八分の一以内であるならば、それは届け出なくてもよろしいという気持ちですか、どちらですか。本来はやはり届け出てもらいたいというのが本心ですか。

○政府委員(宮川岸雄君) 非常にむずかしいことではございまして、障害のおそれのあるということ、いさしくもおそれのあるものは、全部届け出てもらったほうがいいのでございましてけれども、しかし、それが非常にまれなケースであると予想される場合、それと、先ほど申しましたように、行政指導によって可能であろうと考えられるもの、特に従来も、そういうものは確認申請だけでできていたというようなことを考えまして、総合的に判断いたしまして、省令において除くと、こういう考え方に立つた次第でございまして。

○野上元君 まあそれ以上追及してもしかたがないと思ふんですが、行政指導でうまくいくということはどういうことなんでしょうか。

○政府委員(宮川岸雄君) いずれにいたしましても、確認申請を出さなければ建築はできないわけではございまして、必ずその確認が出てくるわけではございまして。この今回の法律といたしましては、確認が出る前の、設計ができたときから、非常にそれが妨害になるかならないかというのを判定いたしまして処置いたしたいということと法律はできておりますけれども、しかし、それが届け出がない場合におきまして、確認という段階で、いずれにいたしましてそれが出てくるわけではございまして。そういうような段階でこれがわかりまして、この程度の三十数メートルというようなものになりますと、やはり相当の建築の期間といふものはかかるわけではございまして、それらの間におきまして、建設省のほうも、建築主のほうに、電波の公共性について説得をいたしまして、いろいろ電波の免許人との間の話し合いを進めるように指導いたしますし、郵政省といたしまして、電波の免許人に、建設主との間で話し合いをするように進めまして、また、こういうような大きな建築物でございまして、その建築主というふうなものは、当然、十分に公共性を考えて処置をせよとすると、そういうような段階において行政指導をしていきたい、こういうふうな考えでおります。

○野上元君 行政指導と盛んに言われておるんですが、そういう建築物を建てないようには行政指導をするということなんでしょうか。

○政府委員(宮川岸雄君) 最終的にはそういうふうにならうかと思ふんですが、電波側が処置をするまで残すとか、建築物を建てるのを一番最後にする

とか。若干の設計変更をするとか、そういうような指導も当然含まれると思ふます。

○野上元君 そうしますと、郵政当局としては、設計にまでやはりタッチするわけですか。

○政府委員(宮川岸雄君) 本法によりまして届け出をいたしましたものにつきましては、もちろんその設計の図面を見まして、それが電波伝搬路に障害になるかならないかを判定するわけではございまして。もちろん設計と申しまして、その建築物の外扉の線ということに相なるかと思ふます。その中身の、内部設計までにはもちろん立ち入れないわけではございまして。電波の障害を判定し得る範囲の高さとか幅とか、そういったような外廊の線の問題、これは当然その設計の点には触れることになるかと思ふます。

○野上元君 もう常識的に考えましてね、三十一メートル以上の建築物は届け出なければならぬわけですから、この三十一メートル以上の建物になるということになれば、設計を見ようが見まいが、大体電波というものは通らないのじゃないですか。

○政府委員(宮川岸雄君) 二十数メートルのところにはアンテナがございまして、そのまっ正面に三十数メートル、四十メートルというふうなものができるといふ場合におきましては、これはお説のとおり、まず電波は通らないと考えるわけではございまして。現在ありますものは、先ほど申しましたように、平均四十五メートルぐらいの高さであるといふことではございまして、その四十五メートルぐらいの高さにある電波の伝搬路にまともな大きな

ものが入れれば、一部分が入るとか突出物が入るとか、そういうようなことが、やはりそういう実際の設計図面を見て、場合によりましては、電波のほうの見通しの試験というふうなことをしてからでないかと判断がでないと、そういうふうな考えます。

○野上元君 しかし、そういう話を始めても、あなたのほうの答弁を聞いておきますと、その協議中であつても建物はほとんど建ててよろしい、結局、最終的にはその協議がととのわなくて、建物が建つてもしかたがない。その期間はまあお二、三年かかるだろう、そういう大きな建物は、その間に郵政当局のほうで電波のほうを逃げることを考えれば何ら問題はないじゃないかといふことを言っておられたわけではあります。そういうことになれば、届け出といふのは、あんまり……、どうでもいいことじゃないですか。

○政府委員(宮川岸雄君) 先生の御質問の意味がちょっとわかりかねます。が、現実には妨害になるおそれがあると判断いたしましたときには、その妨害を与えるおそれがあると予想される部分の建築につきましては、建築してはならないことに相なりますので、その期間が二年ないし三年、協議がととのうまで。協議がととのいますれば、二年ないし三年の間でも建つことはできるわけではございまして、協議がととのわなければ、二年ないし三年は妨害を与える部分は建ててはならない、こういうことになっておりますので、十分その間に電波のほうは措置をする余裕が出てくるわけではあります。この法律の効果はあるものと考えております。

○野上元君 それじゃ、具体的に聞きますがね、現在、電波伝搬路のまん中に三十一メートルの建物があつて、現実には障害が起きておらない、しかし、この上に建てるというのを建築物の持ち主のほうで決定した場合に、あなたのほうに届け出なければならぬ。三十一メートル以上伸ばす場合には、もう基礎ができておるのですから、わりあい早くできるんじゃないですか、二年も三年もかからなくて、あと十五メートルか二十メートル伸ばすのに二年も三年もかからぬで建てられるんじゃないですか、現実には。

○政府委員(宮川岸雄君) そういうものが建てられてしまふと、気がつかないうちに電波が障害になるおそれがありますので、そういうことを防止する意味におきまして、その届け出をしてもらうことに相なるわけではございまして。

○野上元君 それはわかるんですが、現実には三十一メートルの建物があつて、その上に今度は建てたいという場合に、あなたのほうに届け出を出す、そうするとあなたのほうで見て、そこはだめだと、そこへつくつちやいかぬと言われた場合には、つくつちやいかぬのですか、それともつくつちやいんですか。

○政府委員(宮川岸雄君) それはつくつちやいかならないことになっております。

○野上元君 相手がつくつたらどうなんでしょうか。

○政府委員(宮川岸雄君) 届け出をしないで建てた場合には、中止の命令を出すことができます。それから、届け

いうような形でとらえておるわけでございます。

○野上三君　あまりよくわからないのですけれども、この第二号にある放送の業務の用に供する無線通信というものが重要通信であるということであるならば、何かそこに一つの通信の内容というものがはっきりしなければならぬように思うのですが、あなたの説明によると、番組とは関係ないのだということを言っておられる。ところが、

一から二を除いて、全部これは番組と言えぬのじゃないですかね。具体的に、こういうものは重要通信だ、こういうものは重要通信だというように、一つ一つあげておるわけですからね。ところが、二のほうにいくるとばく然とおるわけだし、聞いてみると、その中には劇映画の放送もあるいは一般の放送も全部入っておるのだというところであるならば、重要通信というものの概念というものは何でもかんでもみな入るのじゃないかというふうな気がするのですけれども。

○政府委員(宮川岸雄君)　二の放送の業務の用に供するというのは、番組を送る、そのための設備でございまして、それが、その番組の中に、劇映画も入るかもしれませんし、あるいは総理大臣の演説が入るかも知れませんし、現実にはスタジオから放送局の間を結ぶものでございまして、これは放送に不可欠のものでございまして、スタジオで電波をつくりまして、これを送信する場合に、たとえば東京タワーの上への送信機があるという場合には、東京タワーまでその電波を届けなければならぬわけではございまして、そういう間は固定通信でございまして、

で、その固定通信を取り上げたような次第でございます。

○野上三君　あとでまた聞きましょう。

○久保等君　関連してお尋ねしたいと思うんですが、この百二条の二の規定なり、それから建築法の改正に伴って今回のこの法律案を出してきたという提案趣旨の説明からいって、出された契機というものは、建築基準法の改正に伴って出されたということになっておりますが、現実にはいろいろ問題が起きているのは、建築基準法が改正されようと、されまいと、従来ある建築基準法にのっとって建築が建てられていっても、いろいろ随所に問題が出てくると思うんですね。そのほうの問題については、要するに三十メートルか四十二メートルか知らないけれども、それまでの建物については全然この対象にならぬわけですね、この法律では。

○政府委員(宮川岸雄君)　建築基準法が改正されて、容積地区ができましたれば、非常に高い建物ができるとありますが、現在容積地区が指定になっておりませんから、そういう事例はいまの段階においてはございせん。しかしながら、容積地区が指定にならなくても、従来でも、確認申請によらないで、許可によりまして、治安上とか、観光上とか、交通上とか、そういうふうなことで許されるならば、高い建物もできたわけではございまして、今後容積地区の指定によりまして非常に高い建物がたくさん建ってくるおそれがございますので、それに対処しなければならぬ、こういう事態が生まれたので、この機会に、いままであり

ましたものも含めまして、この公共福祉と所有権との調整ということの法律案を出したわけではございまして。

○久保等君　具体的にお尋ねします。が、かりに現在アンテナが二十メートルくらいなところにある、ところが三十メートルくらいは建物が建ち始めたというふうな場合に、この法で規制できますか。

○政府委員(宮川岸雄君)　それはできません。

○久保等君　だから、私がお尋ねしているのは、そういう問題が現実には起きてきているわけですね。たとえば早い話が、さっき説明のあった長野なんかの場合もこの一つの例だと思っております。それから二十五局くらい将来問題になるんじゃないかというふうな話もあつたんですが、これもおそらく、建築基準法の改正なりが、なるまいが、従来の建築基準法のもとにおいても問題になるであろう。問題になるであろうというよりも、妨害を及ぼすような建物が建つ可能性が予想されるという説明だったと思っております。だから、なるほど建物がこれから従来より以上に高くなるから、そういうことによつて受ける妨害を何とかできるだけ緩和するように立法をされたと思っておりますが、問題は、だから、私は、最も疑義のない問題で申し上げますと、三十一メートル以下の建物であっても、現実には電波の障害になるような建物が出てくる問題、それをも含めた立法の提案をなされる必要があつたんじゃないかと思っております。その点はこの立法措置の中に含まれておらないわけですね、だからそれは問題じゃないかというんですがね。

○政府委員(宮川岸雄君)　従来でも、三十一メートルと、それと建築基準法の施行令によつて定めております範圍内の、それに付足された部分の高さのものが建つ――確認だけに建つたわけだつたわけではございまして、したがって、当然二十メートル程度のアンテナというものは、そういうふうなものも建つた場合においては当然障害になるということも予想し得るはずだつたわけではございまして、そういうふうなものにつきまして、先ほど申しましたように、電波が財産権である、あるいは地役権であるということならば別問題でございまして、そういう方式をとっておりませんが、そういうふうなものにつきましては、自己の負担においてやはりやらなければならぬ、こういうふうに考えておるわけではございまして。

○久保等君　重要通信を確保していいという立場から考えますと、私は一番当面は、電波の立場から言へば、電波行政の立場からいけば、現実には非常に緊急性のある問題は、将来ほとんど三十階、四十階という建物の――昨年建築基準法が改正になったのに伴つての高層建築物によつて将来問題が出てくるかも知れぬが、それより当面問題なのは、従来の建築基準法のもとにおいても、重要通信を確保するために、何らかの立法上の措置を講じなければならぬ今日情勢に置かれておるのじゃないか。ところが、その問題については、相も変わらず何らの立法上の措置を講じない。したがつて、重要通信の妨害を受ける可能性が現実にあるわけですが、この法程度では、まあ早い話が、先ほど御説明の

あつた長野の問題なんかにしても、いや従来からの建築基準法から言つたて、私のところは建物はせいぜい三十一メートルなんです。だから、別にそんなことには応じませんと言つてやられた場合にはどうなる。これは直ちに重要通信がストップしてしまひます。そういう問題を規制することは全然できないのです、この改正法程度では、そういう重要な問題どうなりま

○政府委員(宮川岸雄君)　確かに、その法律によりましては、そういうものはできないわけではございまして、やはりそういう建物が建ちますにつきましては、相当の期間要しますのだから、まして、建物が建つという情報が入りましたときに、直ちにそれに対しての対策を立てるというふうなことになるま

○久保等君　重要な問題は、その法律によりましては、そういうものはできないわけではございまして、やはりそういう建物が建ちますにつきましては、相当の期間要しますのだから、まして、建物が建つという情報が入りましたときに、直ちにそれに対しての対策を立てるというふうなことになるま

○久保等君　いまのような議論は、立法論上から説明にならぬと思う、答弁にならぬと思うのです。だから、将来高い建物が、三十一メートルなり四十三メートル以上の建物が建つ問題よりも、当面そういう問題が一番重要な

問題としてあるんじゃないですか。その問題については、この法律は全然何の効果もないということになると、何かこの法律案はきわめてざる法みたいな法案ですね。何でしょう、相手の善意、相手が待つてくれるであろうという期待しかないの、法律上そういう場合に、それこそ二年なり三年なり待たせるということも、これはできないのです、この法のためから言つて。ところが、実際問題として今後相次いで起こるであろうと思われる問題は何か。私はそういう問題がむしろ多いんじゃないかと思うのですが、それが、県が中に入つて、相手方が良識をもつて、じゃしばらく待ちましようという事で待てば、比較的問題は何とか解決しようもの、法律上どうこうすることもできないのですから、相手方が、何を言つてゐるのです、私のほうでは今度の計画を立てて許されてゐる範囲内の建物を建てるのですからそういう話し合いには応ずるわけにいきませんと出られたら、どうにもならない。しかし、実際問題としては、重要通信がストップしてしまふ。かりにそれが一日、二日でもたいへんな問題でしようが、ましてや二カ月、三カ月になればゆゆしい問題になる。そういうことに對して、何らかの立法措置が講じられないという事は、たいへんな問題じゃないですか。

○政府委員(宮川岸雄君) 確かに、いまおっしゃるような事態が出てまいりました場合には非常にゆゆしい問題と考へますが、先ほど御説明いたしましたように、東京都内で六十回線ばかりのマイク回線がございまして、三十一メートル以下のアンテナは、そのうちに現実に申しますと四つくらいしうのです。しかし、それより以上に、当面それまでの低いところについて問題になつた場合に、それはもう昔から建築基準法上許されておつた程度のことについてはやむを得ないのだ、だから電波が逃げるだけなんだんといつたつて、やはり若干の逃げる余裕期間がなかつたら逃げられませんか。その間に現行の通信線がとまる事態が起る。それについて、当面緊急の問題として何かのそれをも含めた措置を講じなければいけないのじゃないですか。

○久保等君 例はいま東京の場合をあげられたのですが、東京の場合は普通常識的に言つても比較的高い建物が建つのだ、ましてや三十一メートル程度の建物はこれはむしろ常識と云つてもいいくらいのは私に都市だと思つて。ところが、特に問題なのは、先ほど電電公社の場合における二十五局程度というものは、おそろく地方の県庁所在地ないしはそこまではないような都市です、こゝろに二十メートルか三十一メートルくらいあたりの高さのマイクが必ずしも必要ないかと思つて。そういうようなところでは、おそろく問題になることが十分に考えられるでしょう。ところが、その場合に、あくまでも相手方の善意と良識に訴えていくという問題の解決しか案はないわけですね。法律上これをどうこうすることは全然できない。話し合いをする余裕そのものが十分なくて、何らかの、それこそ重要通信であるから保護せられなければならないのに、保護する立法上の措置がとられておらないということになると、私は、高い五十五メートル、六十メートルの建物が将来建つであろうから、その問題に對する立法措置を講じておかなければならぬということ、この法律を提案せられておる、そのこと

はもうろんけつこうだし、必要だと思ふのです。しかし、それより以上に、当面それまでの低いところについて問題になつた場合に、それはもう昔から建築基準法上許されておつた程度のことについてはやむを得ないのだ、だから電波が逃げるだけなんだんといつたつて、やはり若干の逃げる余裕期間がなかつたら逃げられませんか。その間に現行の通信線がとまる事態が起る。それについて、当面緊急の問題として何かのそれをも含めた措置を講じなければいけないのじゃないですか。

○政府委員(宮川岸雄君) 先生の御指摘の点はよくわかるわけでございますが、都内の場合におきましても、いま申しましたように、大体三十一メートル以下のアンテナというのは非常に少なく、平均として四十五メートルといふようなことではございまして、従来も三十一メートルまでは建築基準法で確認だけで建てられるといふことがございまして、特別に経済的な負担がどうこうという場合を除きましては、やはり三十一メートルをこえる程度の高さのアンテナは建ててゐるということが言えるかと思ひます。電電公社の実際上の二十五局といふことにつきましては、その高さは、おそろくさういふことは十分に考慮された高さであらうかといふふうに考へるわけでございます。

○久保等君 いまの答弁も推測の程度を出ない御答弁ですが、いなかなかで低い建物がほとんど見渡す限り建つてゐるというところ、なかなか四十メートルか五十メートルなりの高さで全部建てておるといふふうには思へないのです。それから、これはひとり電電公社のみならず、その他のマイクもあるわけですから、要するに現在支障がなければいいじゃないかといふような程度の判断のもとに高さをきめてお建てになつてゐる。さつきの電電公社の施設局長のお話を聞いても、大体さういふ程度の判断で建てられたらうな話だつたと思つてゐる。いま電波監理局長の言われるように、必ず最低は何メートル以下のものは建てちゃいけないという方針のもとでやつておるといふ御答弁じゃないでしょうか。私もおそろくさうだろと思つてゐる。いままでのところは、高くすればするほど金がよけいかりますから、何と云つたつて。だから、技術的に支障さえなければこのあたりでいふよりなところで建てられてゐるもので、それが何メートル以上でなければならぬといふような判断でおそろくやられてゐない。ここで先ほどお尋ねしても、具体的な局のアンテナの高さの御答弁は願ひなかつたのですが、また後ほどさういふことについては資料をお出し願ひすることについては資料を、そういう資料をおそろく私は検討せられれば、従来の建築基準法のもとにおいて問題がある点が非常に大きいと思つてゐる。それからまた、これが非常に緊急な問題だと思つてゐる。主として存在するのじゃないかと思つてゐる。だから、そのところをも含めた何か重要通信に對する立法措置でなければ、ないよりはあつたほうが、この程度の法律案でも、将来できる問題に對して若干の緩和剤になりますから、ないよりはましだと思つたのだけれども、重要なのは、それより以上に当面の問題、すでにあるマイク回線のアンテナの重要通信をいかにして確保するかという問題として、これは将来陸續として出てくるような気がしますが、電波監理局長の少し認識が私は足りないと思つてゐる。どうですか。

○久保等君 五十局ですか。

○説明員(橋本一郎君) 問題になるのは、札幌、新潟、大阪、東京の渋谷、宮村町といったようなところはきわめて近い将来に問題が起るのじゃないかといふ心配をしておられます。

○久保等君 先ほど御答弁になつた二十五局くらいはそれがあるといふお話だつたが、二十五局くらいといふ見当をつけられるくらいだから、二十五局くらいについてはアンテナの高さはわかるでしょう。いまここで手元になければ、ちよつとお調べになればわかるでしょう。どうなんですか。

○政府委員(宮川岸雄君) いま調べさしておられますので……

○久保等君 できれば、さういつた事実をもとにして答弁を願ひたいと思つてゐるのですが、ないだらうと思ひますとか何とかいふことじゃなくて。

○政府委員(宮川岸雄君) 先ほど東京につきましては、六十局ばかりの間に四局ばかり三十一メートル以下のアン

それから、名古屋市内の例によりま
するというと、電電公社のマイクロウ
エーブの空中線の高さは、回線といた
しまして六回線——六回線といいたす
のは六ルートのことでございまして、
回線数は非常に多いのでございませ
うが、六ルートが全部五十メートル以
上のアンテナでございませう。警察庁
は三回線でございませうが、これも四
十五メートルないし五十一メートル、
それから建設省関係が三ルートのうち
二ルートが二十メートル程度のものが
ございませう。

三都市の例によりますと、その程度の、まあ一割くらいの程度のもがそのように三十一メートル以下のアンテナを建てているというような現状かと考えるのでございます。

○久保等君　だから、私のことにお尋ねしようとするのは、地方のそういう大都市の——三大都市あたりはまあどこちらかといえ比較的アンテナも高くしておるのでしょうが、しかし、問題なのは、やっぱり中小都市へ行けば行くほど——あまり小都市というのはどうかと思いますが、中都市くらい、県庁所在地ないしはそれに準ずるくらいのところ、そういうところを具体的ににお答え願いたいのですが、まあデータがないから、そういうたことであまり議論をしても始まらないのですが、いずれにしても、いまの問題にしても、一割くらいの問題についての立法上の保護措置をどうするのだといえ、それは当然電波のほうで何とか逃げるように措置しなさいという程度の話にしかならぬのですわね。事それこそ重要通信に関することなんだから、そういうたものに対する、逃げるにしても、逃げる程度の余裕期間を置けるような立法上の措置は、当然これは考えなければならぬ問題じゃないですかね。だから、そこに立法上の、立案上の不備が当面の問題としてあるのじゃないかという点を私は指摘しているのですがね。関連質問ですから、その問題は保留をしておきます。

なお、どうもだんだんお尋ねしておればおるほど、どうも大事なところが抜けた法律のような気がするのですがね。

○野上元君 いま久保委員も執拗にその問題で質問されておるのですが、私もどもどもその点がひつかかつてしょうがないのですがね。いままで建築基準法というものがあって、そうして三十一メートルという制限があつて、当時マイクロウエーブはなかつた。そうして二十七、八年ごろにできた。したがつて、マイクロウエーブは、これは逃げていくというのはあたりまえのことだと思ふのです。向こうのほうが先にあるから。今度はこれができるわけでしょう。できた場合には、それを適用するということになるわけですね、一般に。その重要通信の走つておる回線はどことどこだといふふうに一応の適用をするということになれば、これは一応法律ですから、当然これを避けなければならぬのだけれども、しかしながら、先ほど来のお話のように、協議はするけれども、最終的に建てられた場合にはこれはどうしようもない、罰金だという程度なんです。そうすると、現実には建つということになれば、それはあるかないかわかりませんが、強引に建てられた場合には、久保委員が言うように、重要通信がとまるわけですよ。その場合には、その建物を取りこわすということはできないと思ふのです。そういう強制はしていないわけですね。でなくて、やはり電波は、これは逃げなければならぬ。現実の問題として、けんかして負ける。そうすると、この電波が逃げる場合には、電電公社なら電電公社なりに命令を出して電波を逃げさせなければならぬわけですね。この場合、電電公社は、こういう法律があるにもかかわらず、向こうは強引に建てられて、

そうして電電公社のほうに逃げろという命令が出た場合には、電電公社の先ほどのお話しじゃないけれども、数千万円から数億の設備投資をして逃げなければならぬというのが、どうもおかしい、割り切れぬような気がしてしょうがないのですが、その点を一体厚生省はどう考えられておられますか。

○政府委員(宮川岸雄君) 電波を守るべき立場にあるわれわれといたしましては、両先生の御指摘はまさに胸の熱くなる思いがするわけでございますが、そういうことに對して實際上この法律といたしましてどういふことをいたす、法文化するときにどうするかと申しますと、そういう障害になるおそれのある建物、協議がととのわぬうちに建築した場合において、これに除却命令が出せるか出せないか、これに帰着するかと思うのでございます。その点につきましても、この立法の経過におきましては、われわれ事務局といたしましては検討をいたしたのでございますが、現在の憲法の私権の制限という条項、公共の福祉によって制限ができるという条項から考えてみまして、この法文にありますように、時間的に制限をするということが――片方が所有権である、片方が先ほどから申し上げておりますように単に周波数というものを使わしてもらっているというそういう立場にある、そういうようなことから考えまして、やはり私権というものが非常に強いのでございまして。現在の法律上の解釈におきましてはそういう除却命令を出すことができないというように、法制局等とも相談の結果こういうことになった次第でございまして、決して心持ちにおきまし

て全然そういうことを放てきしたわけではございませんので、尽くすべき、できるべき方途につきましてはいろいろ考えたのですが、結論的にこういうことになっておる次第でございます。

○野上元君　郵政大臣にちよつとお聞きしたいのですが、こういう疑問がみんなあるのですよ、通信委員のメンバーにはね。それで、郵政大臣の見解をお聞きしておきたいんですが、今朝あなたもおつしやつていましたが、まあ公共の福祉と私有権の調整をどの程度にするか、この問題だと。そして、この程度でやむを得ないというふうに考えられておるようですがね。いま私が申し上げましたように、従来建築基準法が先行しておる場合には、これはもう当然こちらが逃げていかなければならぬというふうに考えますが、この法律ができた以後においては、明らかにこれはこの法律に国民は従がわなければならないわけです。ということになれば、当然あなたのほうの建築中止の命令があつた場合には、これは中止しなければならぬと思いますね。ところが、強引に建てた場合には、もう罰金しか科すことができなくて、こちらが結局泣き寝入りをして、電波が逃げていかなければならぬ。そして電波の施設を持つておる人には数千万ないし数億の損害を与えなければならぬということになるんですが、そういう程度でもやむを得ないというようにお考えになつておりますかね。

○國務大臣(古池信三君)　ただいま御指摘のように、やはりこの問題は、根本論としましては、私有財産権と公共福祉によるこれが制限というものをど

の程度に調整するかという事に問題はあろうと思っております。

そこで、建築基準法は、私も非常に詳しくは通じておりませんが、昭和二十五年に制定され、自來何回かの部分的な修正があったようでございますが、従来三十一メートルという一応の基準が置かれて、これによって建築基準法による国の監督あるいは保護がなされてきたわけでございます。その間において電波の通信も非常な躍進を遂げてきたのでありますけれども、今日までのところでは、もちろん支障は皆無とは申しませんが、著しい支障があつて非常に困つたという事例は比較的少なかったように承知をしております。そこで、従来建築基準法によって認められておつたこの三十一メートルという高さを一応の目安として私どもも考えていくという事は、これはやはり行政上の観点から自然の行き方であらうと思つておるのであります。しかしながら、今回建築基準法の改正によりまして、さらに容積地区が設けられて、ここにおいては三十一メートル以上の高層の建築が可能になつてきたと、こうなりますと、電波通信の上においての支障が非常に増大するであらうという事は当然予測されるわけでありますので、この機会に今回御提案しておりますような改正をはかつたわけであります。

【委員長退席、理事松平勇雄君着席】

しかしながら、この改正ではたして十分であるかどうか、手ぬるいではないか、こういう御意見も私は確かにごもつともな点があると思つたのであります。もつと強い制限を加えて、あるい

は建築自体も、この電波伝搬上の障害になるものは建築を禁止するくらいに規定をしてもいいのではないかと、この所論も一応私はできるかと思ひます。しかしながら、それはあくまでこの電波による通信という事を主眼に置いて、その立場からの立論でございまして、今日の社会生活全般から考えまして、はたしてそれが妥当であるかどうかという問題が非常にむずかしい問題でありますけれども、立法論として十分に考えていかなければならない問題であらうと思つております。それにはやはり、社会的な一般の通念と申しましようか、あるいは法律思想における公共の福祉というものの重要性がさらに一段と進んでいく場合の考え方というふうなものもここで十分考慮に入れていかなければならないのではなからうかと、こう思つております。

足ではありますけれども、この程度の調整しかできないのではなからうか、こんなふうなことを考えております。将来にわたりますれば、私は、全体の趨勢としては、個人の財産権というものは公共の福祉のためにますます制限されるという趨勢にありますから、したがつて、このマイクロ通信等の重要性もいよいよ増大していくにつれて、建築基準法等における、それによる制限ももつと強化されてよいのではないだらうか、こんなふうに考えております。

お答えになつたかどうか知りませんが、けれども、いまの時点においては、この程度でがまんするよりしかたがなからうと思つております。

○野上元君 私も電波の側にのみ立つて論じてはやはり行き過ぎがあると思ひます。これは私有権の問題等とのからみ合いの問題も十分考慮しなければならぬと思ひますが、それにしても、何らかの電波のほうに少し大きな弱みがあるというふうな気がするわけですね。特に、今後高層建築が建てられるようになりまして、近代社会が発達すれば、いよいよ建物は高層化されてくるという事も当然考えられるわけですね。その場合に、この重要通信がストップしてしまふということがかりにあつては、これも重要な問題になるのではないかと気がするわけなんです。したがつて、少なくとも、どうしても建てるというなら、こちらが設備をつくるまで、重要通信を確保できるといふ見通しが立つまでは、その部分については実際に建てることをやめるとか、あるいはまたどうしても建てたいのだという場合には、通信施設の改善の費用の一端を負担しても建てるというふうなことがあつてもいいのではないかと、こういう感じがするのです。結局あなたの方では、将来の問題としてはそういう点についても考えられるけれども、いまの段階において憲法上の権利義務から見てこの程度でやむを得ない、こう言われておるので、それから、議論が発展しないと思ひます。発展しないと思ひますが、将来の問題として十分に考えていただきたいと思ひます。かつて連合審査をやつたときに、建設委員会のほうから強い発言があつて、私有権の侵害まかりならぬということで、非常に強い発言があつたのです。そのときに、郵政大臣

としても、建設委員会の考え方については十分考慮していくことも言われておるわけですね。しかし、それと同時に、この重要通信の確保という点について、これまで国民の生活にとつて重要な問題なんですから、この点についてもやはり同様に、将来重要通信が阻害されることの絶対にならない、十分に注意をしてもらいたいと思ひます。その点については行政指導によつて万全を期することができないとも言えないですね。完全にできないと思ひます。したがつて、行政指導によつて万全を期するといふ以外に、いまのところ方法がないと思ひますが、その点についてひとつ見解を聞かしていただきたい。

○国務大臣(古池信三君) この機会に、他の事を例にあげるといふことは恐縮でありますけれども、ごく身近な例を申しますと、たとえば道路等を新設するやうな場合に、じやまになる建物をどかさなければならぬ。そこで、昔から土地収用法がありますけれども、なかなか土地収用法の執行というところがいろいろなネックにぶつかつて迅速にできないというやうなことがなつて、一軒か二軒の家ががらばつておるために、道路の開通が非常におくれておるというやうなことは、最近よく耳にするところであります。そのためにまた特に緊急措置というやうなことを講じた例もあるやうに聞いております。やはり現実にはそういう場には法は不備である、もつとこれを強化しなければならぬという社会的な空気が盛り上がつてきまして、相当強い

立法をいたしても国民が納得するやうなことになるのではないかと。現に、今度の場合におきまして、まだ幸ひにして、高い建物が建築されたために重要通信が非常に妨害されたという事例があまりないのでございますが、しかし、将来こういうふうな事例がもしそのおそれがあるとすれば、その際に、国民にも訴へ、また社会的な世論というものも盛り上げていきまして、この電波法をさらに強く改正するといふことも、必ずしも私は不可能でない、こう考えております。そこで、とりあえずは、その間の措置として、行政措置をもつてなるべく趣旨を生かそう、こういう考えなんです。そのために、今回の改正において、第二百二条の十という一条を入れました。「郵政大臣及び建設大臣は、第二百二条の二から第二百二条の八までの規定の施行に關し相互に協力するものとする。」、こういう一項目を入れました。今日までかような例は他の法律におきましてもきわめてまれであると思ひますが、かような規定を入れましたのも、その趣旨はただいま申し上げましたところに存するのであります。建設省とも十分に実施の面においては協力し合つて、そうしてあくまでもそういう不当な無理の通らないやうにしてまいりたいと、こう考えておるわけであります。やはり私もいたしましては、あくまで、国民は法を守るものである、また良識をもつてかような場合の措置には協力してお互いに話し合ひをしてもらへるものである、こういうことを一つの前提にして考えておるのでございまして、非常に甘過ぎるという考えもあるかと思ひますけれども、

立法をいたしても国民が納得するやうなことになるのではないかと。現に、今度の場合におきまして、まだ幸ひにして、高い建物が建築されたために重要通信が非常に妨害されたという事例があまりないのでございますが、しかし、将来こういうふうな事例がもしそのおそれがあるとすれば、その際に、国民にも訴へ、また社会的な世論というものも盛り上げていきまして、この電波法をさらに強く改正するといふことも、必ずしも私は不可能でない、こう考えております。そこで、とりあえずは、その間の措置として、行政措置をもつてなるべく趣旨を生かそう、こういう考えなんです。そのために、今回の改正において、第二百二条の十という一条を入れました。「郵政大臣及び建設大臣は、第二百二条の二から第二百二条の八までの規定の施行に關し相互に協力するものとする。」、こういう一項目を入れました。今日までかような例は他の法律におきましてもきわめてまれであると思ひますが、かような規定を入れましたのも、その趣旨はただいま申し上げましたところに存するのであります。建設省とも十分に実施の面においては協力し合つて、そうしてあくまでもそういう不当な無理の通らないやうにしてまいりたいと、こう考えておるわけであります。やはり私もいたしましては、あくまで、国民は法を守るものである、また良識をもつてかような場合の措置には協力してお互いに話し合ひをしてもらへるものである、こういうことを一つの前提にして考えておるのでございまして、非常に甘過ぎるという考えもあるかと思ひますけれども、

私どもとしては一応そういうふうに考
えてかような改正を企てた次第でござ
いますから、その辺のところを御了承
いただきたいと思います。

○野上元君 これは電波監理局長で
も、電電公社でもいいのですが、お聞
きしておきたいのですが、将来建物が
高層化してくるということは当然予見
できるわけですか。そうすると、いまの
設備では当然、重要通信を確保するこ
うことは、一〇〇%は不可能になる
可能性があるわけですか。したがって、
そういう将来が見通せるならば、いま
のうちに設備を改善をして、そうして
いままでも三十一メートルではやって
いたというように、将来八十メートル
なら八十メートルというのを見越して
設備を逐次切りかえていくといういま
すか、改善といいますが、そういうこ
とを考えておられるかどうか、また郵
政当局としてはそういうことを各設備
を持つている機関に準備命令を出され
るか、その点を聞いておきたい。

○政府委員(宮川岸雄君) ただいまの
御指摘のとおり、二年ないし三年とい
うものがございまして、その間に措置
をいたすという猶予期間はございます
けれども、まあ非常に極端な例かも知
りませんが、そのまわりを全
部非常に高い建物を取り巻いてしま
うというような事態が起こったときに
は、確かに逃げようもない事態が出て
くるかも知れません。また場合によ
りましては、公衆通信の用に非常に多
重な回線、通信路を非常にたくさん
持つておきますような回線につきまし
ては、三年という期間においてそれで
もなお必ずしも十分でないということ
もあるかも知れません。そういうよ

うなことにつきましては、十分に重要
通信の疎通をとめたいというそれぞ
れの免許人の公共の責務があると思
うのでございまして、それに従いまし
て事前の対策はしていくようにわれ
れとしては指導していくべきものだと思
います。また、今後できまるところの
マイクロウェーブ、今後免許いたしま
すマイクロウェーブにつきましてはそ
ういうような危険を十分考慮したかど
うか—そういうような点も十分考慮の
上免許をいたす。特に省令にそい
うような点もございまして、今後の重
要通信の疎通については万全を期して
いきたい、かように考えております。

○説明員(平山通君) 電電公社から
答えていたします。
高層建築物によつて電波が妨害を受
けることを考慮して、既設のアンテナ
あるいは今後つくる場合にどうい
うふうに考えているか、こういうお尋ね
だと思ひますが、まず今後の問題につ
きましては、いろいろ御審議の経過も
ございまして、三十一メートルの上
に、先般お話をいたしました八分の一
の高さでございまして、十二メートル
の高さ、従来の建築基準でもって建
れたこの分については届け出の対象
から一応除外していいと思ひ、こ
ういふお話もありますので、今後つ
くるものにつきましては、特に大
都市等におきましては、三十一メ
ーターにプラス十二メーター、し
たがいがまして四十三メーター
になりまして、一応その高さの
もの、それまでのものに對しては
妨害を受けないようなものにつ
くつてまいりたいと思ひてお
ります。

それから、それ以上のぐら
い高くするにつつきましては、容積地区の
ものにつつきましては、容積地区の
ものにつつきましては、御承知の
ように、全部がそういうふうになる
わけではございませんので、特定の
指定されたところだけかと存じま
すので、四十三メーター以上につ
きましては、これは経済問題も
ございまして、やはり高ければ
高いほど経費もかさむことござ
いますので、一応四十三メーター
までの建物によつては—四十三メ
ーターと申しますか、三十一メ
ーター、プラスその八分の一の十二メ
ーター、要するに従来の建築基準
法で認めていた建物によつては
妨害が起らないように、今後
つくるものについてはやめてまい
りたいと思ひております。

それから、既設のものにつ
きましては、先ほどお話をいたしま
すように、在来の建築基準法で
認められた建物においても妨害
を受けるおそれのあるものが確
かにございまして、これを一
気に全部四十三メーターまで上
げてしまふことも、やはり、金
さえかればできることではござ
いまして、ほかに電話架設のほう
も考えなければならぬので、私
どももいたしましては、その地
況に應じて、そのおそれに近い
将来にあるかないかというこ
とをよく勘案いたしまして、そ
れを移設しますときに、手を入
れますときには、やはり新設と
同じように、どうせ手を入れる
ときには、何べんも手を入れる
というのではございまして、四
十三メーターまでのものにつ
きましては、妨害が起さないよ
うにいたしたい。ですから、既
設のものにつきましては、状況
に応じて整備をする機会に

新設と同じ考え方でやらして
いきたく、かように思ひたく
ございまして、それからちよ
っと、お尋ねがなかつたので
ございまして、既設のものにつ
いて届け出から除外された場合
に公社としてどうかというよ
うなことにつきましては、も
ちろん電電公社として、電
波を守つていただければ、届
け出の対象にしないでいただ
ければ、一番けっこうでござ
いますけれども、しかし在来の
いろいろな経緯もあること
でございまして、それを全部
届け出にしなければ、どう
してもやめていけないとい
いますと、いままでも法律
なしで話し合ひでやってまい
りましたから、届け出の対象
にしないでいただければ、う
がけつこうではございませ
んけれども、いま郵政省で
お考えになつて、省令によ
つて、その届け出の対象から
一応除外されるような方に
指定されまして、私も、私
どももいたしましては、その
建物建てた方としましては、
そのように十分話し合つて、
電波の疎通に支障のないよ
うに運用によつてやめて
まいりたい、かように思
ひます。

○野上元君 最後に聞き
たいのでありますが、御承知
のように、さきの通信、建設
連合委員会におきまして、
建設委員である田中委員の
ほうから、本法の一部を改
正する法律案に對する修正
意見が出されたのは、御承
知のとおりであります。これ
について通信委員会の中で
議論をし、結論を出す。こ
ういふことにきまつてお
るわけでありまして、郵政
当局としてはこの修正意見
につきましてどういふ
うにお考えでしょうか。

○国務大臣(古池信三君) 先般の通
信、建設連合審査の際に、建設委員
会のはうの田中委員から御発言が
あり、修正の御意見が出たことは、承
知をいたしております。田中委員の御
意見では、政令をもつて高さにつ
いての制限に關する事項を規定す
べきであるといふ御意見であつた
ように承つておりますが、私ども
の立場といたしましては、これら
の問題については、比較的輕微な
問題であり、また私どもとして
はあえて建築主に対して不当な不
利益を与えようという考へはも
ちろんございまして、あくまで重
要電氣通信を守つていきたい、こ
ういふ考へで改正を考へておる
わけではございませぬので、そ
の辺のところは、建設省の意見も
十分に取り入れながら、郵政省
令によつて定めていけば十分であ
る、かように考へております。

○野上元君 田中委員からは、特
に政令にしたいという理由は、建
築基準法施行令というものが政令
であつて、それによつていろいろな
問題がきまつておるのだから、そ
れに若干でも制限を加えるような
考へ方をすれば、当然この政令で
やつてもいい、こ
ういふ意見でありましたが、省令
によつて十分その点はやめてい
ける、こ
ういふふうにお考えですか。

○国務大臣(古池信三君) 田中委員
の政令によるべしという御意見も、
私は意見としては確かにそういう
意見もあり得ると思ひます。決
してこれを否定するものではござ
いませぬが、われわれの考へで
まいりまして十分その趣旨は通
つておる。郵政省令によりまして
はつきりと田中委員の心配
されておるようなことを規定
いたしま

して、十分その心配のないようにして
いくことができる、こう考えておりま
す。

○野上元君 田中氏もおそらく私有権
の保護について考えておられるのだと
思うのです。したがって、問題は形式
よりも内容だと思ふのです。したがっ
て、建設委員会の各委員が考えておら
れるような目的が達せられるならば、
省令でやられるということについても

○法制局参事(村田育二君) いまお話
のしるような事項を、第二百二条の三第
一項で書いてあります「郵政省令で定め
るところにより」という文言によつて規
定し得るかどうかが問題に限定して
お答えいたしますと、この「郵政省
令で定めるところにより」という文言
がそれ以下のいろいろな書いてあります
字句に広かかっています。関係上、
それから普通たとへば「郵政省令で定
める手続に従い」というふうな文言で
かりにあるといふと、それは純
然たる手続事項だけが委任されている
ということになりますけれども、「郵
政省令で定めるところにより」という
ような書き方でございまして、内容的
な要件についても書き得るというのが
われわれの一般に理解しているところ
でございますが、そういう意味合いに
おきまして、届け出を要する範囲、逆
に言いますれば、届け出を要しない範
囲も「郵政省令で定めるところにより」
という表現で書くことは可能であると
思ひます。

○政府委員(宮川洋雄君) 先ほどの参
議院におきます通信、建設の連合審
査会のおきにも御説明したことと同じ
ことに相なるかと思ふのでございま
すが、この届け出の除外に関する省令と
いたしましては、建築基準法の施行令
の第二条第一項第五号またはハに規
定してございまして、屋上部分または屋上
突出部、そのようなものがあることに
よつて高さが三十一メートルをこえる
こととなる建築物、これを省令によつ
て除外したいと、届け出の義務から
除外することにいたしたいと考えて
おります。

第二に、建築基準法の第六條第一項
ただし書きに規定してございまして増
築、改築または移転にかかわる建築
物、先ほど御議論がございました十平
方メートルの問題でございしますが、そ

の部分につきましては届け出の除外を
いたしたいと、そういうふうに省令で
定めたいと、このことを郵政省と建設
省との間において十分打ち合わせの
上、確実に合意してございまして。

○野上元君 法制局の方見えておりま
すか。ちよつとお伺ひいたしますが、
いまのような届け出の除外を規定する
のに、こういう省令によつてもやり得
るのですか。

○法制局参事(村田育二君) いまお話
のしるような事項を、第二百二条の三第
一項で書いてあります「郵政省令で定め
るところにより」という文言によつて規
定し得るかどうかが問題に限定して
お答えいたしますと、この「郵政省
令で定めるところにより」という文言
がそれ以下のいろいろな書いてあります
字句に広かかっています。関係上、
それから普通たとへば「郵政省令で定
める手続に従い」というふうな文言で
かりにあるといふと、それは純
然たる手続事項だけが委任されている
ということになりますけれども、「郵
政省令で定めるところにより」という
ような書き方でございまして、内容的
な要件についても書き得るというのが
われわれの一般に理解しているところ
でございますが、そういう意味合いに
おきまして、届け出を要する範囲、逆
に言いますれば、届け出を要しない範
囲も「郵政省令で定めるところにより」
という表現で書くことは可能であると
思ひます。

○野上元君 要するに、省令でやる場
合には、建設関係の方々がこれに関与
できなくて、郵政省が独断で一方的に

やり得るといふ立法論からする心配が
あるわけでありまして。これはもつとも
なごだと思ふのです。私どもも、電
波を保護するに急にして、他の権限を
侵すというふうなことはやはり考えた
くないと思ふので、その点は十分に私
たちも了解できるわけですね。政令でや
るといふことになれば、閣議の中でい
ろいろと議論が出てきて、そこできま
るのですから、より心配がない、こう
いうことだと思ひますが、いま法制局
のほうの見解を聞いても、省令でこの
程度のものをきめることは可能である
ということでありまして、ということ
になれば、ここで一々この法を改正し
て修正をしてというふうなことはやら
なくてもできるということになるわけ
ですが、先ほど言つたような心配があ
りますので、どうかひとつ、今後私有
権に若干でも触れるような問題がある
場合には、かりに省令で定めるとして
も、十分建設関係の意見を徴して協議
をしておやりになるように、特に私の
ほうから希望をしておきたいと思ふの
ですが、その点についてひとつ大臣か
ら御所見を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(古池信三君) この点につ
きましては、私どももきわめて慎重に
今後取り扱つてまいりたいと思ひま
す。すなわち、この省令におきまして
は、むしろ建築主の届け出義務を緩和
することになるわけでありまして、か
ら決して法律の趣旨に反するものでは
ございせんし、また第二百二条の十に特
別に郵政大臣と建設大臣の協力という
事項も規定されておりますので、そ
の精神から申しまして、この省令の
立案にあたりましては、十分に建設大
臣と協議をいたしまして、実質的にそ

の意見を取り入れまして、この省令を
定めてまいりたいと、こう考えており
ます。

○委員長(光村湛助君) 本日はこの程
度にいたします。

これにて散会いたします。

午後四時二十三分散会

第二四一三三号 昭和三十九年四月三
十日受理
電信電話委託業務解除に伴う特定郵便
局長の損失に対し特別手当交付に關す
る請願
請願者 山梨県北都留郡上野原
町大字西原山梨県西原
郵便局内 山口創生外
四十名

紹介議員 吉江 勝保君
この請願の趣旨は、第二〇七〇号と同
じである。

第二四一四号 昭和三十九年四月三
十日受理
電信電話委託業務解除に伴う特定郵便
局長の損失に対し特別手当交付に關す
る請願
請願者 岩手県下閉伊郡岩泉町
大字上有芸岩手県有芸
郵便局内 中野忠郎外
五十九名

紹介議員 谷村 貞治君
この請願の趣旨は、第二〇七〇号と同
じである。

第二四三三三号 昭和三十九年五月一
日受理
電信電話委託業務解除に伴う特定郵便
局長の損失に対し特別手当交付に關す
る請願
請願者 富山県高岡市石堤石堤
郵便局内 山本善市外
四十七名

紹介議員 櫻井 志郎君
この請願の趣旨は、第二〇七〇号と同
じである。

第二四三三三号 昭和三十九年五月一
日受理
電信電話委託業務解除に伴う特定郵便
局長の損失に対し特別手当交付に關す
る請願
請願者 富山県高岡市石堤石堤
郵便局内 山本善市外
四十七名

第二四四八号 昭和三十九年五月四日受理
電信電話委託業務解除に伴う特定郵便局長の損失に対し特別手当交付に関する請願
請願者 山形県飽海郡八幡町大字市条山形県八幡郵便局内 阿部保二外六十四名
紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第二〇七〇号と同じである。

第二四四八号 昭和三十九年五月四日受理
電信電話委託業務解除に伴う特定郵便局長の損失に対し特別手当交付に関する請願
請願者 山形県飽海郡八幡町大字市条山形県八幡郵便局内 阿部保二外六十四名
紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第二〇七〇号と同じである。

第二四八五号 昭和三十九年五月六日受理
電信電話委託業務解除に伴う特定郵便局長の損失に対し特別手当交付に関する請願
請願者 愛知県西加茂郡小原村 百月 二村達郎外九十二名
紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第二〇七〇号と同じである。

第二四一五号 昭和三十九年四月三十日受理
有線放送電話に関する法律並びに関係法令の改正等に関する請願(十通)
請願者 山形県西置賜郡飯豊町 大字手ノ子一、四八二
豊川農業協同組合長 竹田正二外九名
紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二四八六号 昭和三十九年五月六日受理
有線放送電話に関する法律並びに関係法令の改正等に関する請願(三十二通)
請願者 山形県鶴岡市大字大山 字大山七ノ二大山農業協同組合長 黒坂新 助外三十一名
紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二四九五号 昭和三十九年五月七日受理
有線放送電話に関する法律並びに関係法令の改正等に関する請願(九通)
請願者 横浜市戸塚区長沼町二ノ一四〇ノ一豊田農業協同組合長 小串靖夫 外八名
紹介議員 田上 松衛君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二四一六号 昭和三十九年四月三十日受理
埼玉県南浦和団地に団地電話設置認可促進に関する請願
請願者 埼玉県浦和市大字大谷 場八五五 浜崎堅一外九百九十二名
紹介議員 鈴木 強君
南浦和団地の団地電話設置を電々公社が一日も早く認可するよう、国会において努力せられたいとの請願。
理由 団地という特別生活環境の中で電話のない生活はまことにみじめなものである。

第二四一七号 昭和三十九年四月三十日受理
埼玉県草加松原団地に団地電話設置認可促進に関する請願(二通)
請願者 埼玉県草加市松原団地 A四〇一三〇四 山室 信雄外五千九百二十八名
紹介議員 鈴木 強君
草加松原団地の団地電話設置を電々公社が一日も早く認可するよう、国会において努力せられたいとの請願。
理由 東洋一のマンモス団地である草加松原団地には、商店以外に電話はなく、通信に關しては陸の孤島となつてゐる。請願者等は文化的な生活をするため安価で能率的な団地電話の設置されることを強く希望する。

既存の団地電話の実績をみるにつけ、本団地にも安価で能率的な団地電話がすみやかに設置されるよう切望する。
第二四一七号 昭和三十九年四月三十日受理
埼玉県草加松原団地に団地電話設置認可促進に関する請願(二通)
請願者 埼玉県草加市松原団地 A四〇一三〇四 山室 信雄外五千九百二十八名
紹介議員 鈴木 強君
草加松原団地の団地電話設置を電々公社が一日も早く認可するよう、国会において努力せられたいとの請願。
理由 東洋一のマンモス団地である草加松原団地には、商店以外に電話はなく、通信に關しては陸の孤島となつてゐる。請願者等は文化的な生活をするため安価で能率的な団地電話の設置されることを強く希望する。

既存の団地電話の実績をみるにつけ、本団地にも安価で能率的な団地電話がすみやかに設置されるよう切望する。
第二四一七号 昭和三十九年四月三十日受理
埼玉県草加松原団地に団地電話設置認可促進に関する請願(二通)
請願者 埼玉県草加市松原団地 A四〇一三〇四 山室 信雄外五千九百二十八名
紹介議員 鈴木 強君
草加松原団地の団地電話設置を電々公社が一日も早く認可するよう、国会において努力せられたいとの請願。
理由 東洋一のマンモス団地である草加松原団地には、商店以外に電話はなく、通信に關しては陸の孤島となつてゐる。請願者等は文化的な生活をするため安価で能率的な団地電話の設置されることを強く希望する。

既存の団地電話の実績をみるにつけ、本団地にも安価で能率的な団地電話がすみやかに設置されるよう切望する。
第二四一七号 昭和三十九年四月三十日受理
埼玉県草加松原団地に団地電話設置認可促進に関する請願(二通)
請願者 埼玉県草加市松原団地 A四〇一三〇四 山室 信雄外五千九百二十八名
紹介議員 鈴木 強君
草加松原団地の団地電話設置を電々公社が一日も早く認可するよう、国会において努力せられたいとの請願。
理由 東洋一のマンモス団地である草加松原団地には、商店以外に電話はなく、通信に關しては陸の孤島となつてゐる。請願者等は文化的な生活をするため安価で能率的な団地電話の設置されることを強く希望する。

既存の団地電話の実績をみるにつけ、本団地にも安価で能率的な団地電話がすみやかに設置されるよう切望する。
第二四一七号 昭和三十九年四月三十日受理
埼玉県草加松原団地に団地電話設置認可促進に関する請願(二通)
請願者 埼玉県草加市松原団地 A四〇一三〇四 山室 信雄外五千九百二十八名
紹介議員 鈴木 強君
草加松原団地の団地電話設置を電々公社が一日も早く認可するよう、国会において努力せられたいとの請願。
理由 東洋一のマンモス団地である草加松原団地には、商店以外に電話はなく、通信に關しては陸の孤島となつてゐる。請願者等は文化的な生活をするため安価で能率的な団地電話の設置されることを強く希望する。

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願
請願者 群馬県群馬郡箕郷町字上芝 関口照二外二百九十九名
紹介議員 野上 元君
この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第二四二〇号 昭和三十九年四月三十日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(三通)
請願者 群馬県安中市原市 加藤久三郎外七百七十四名
紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第二四二二号 昭和三十九年四月三十日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(四通)
請願者 北海道小樽市沙見台町 九 日和房市外千六百二十八名
紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第二四二二号 昭和三十九年四月三十日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(四通)
請願者 北海道小樽市沙見台町 九 日和房市外千六百二十八名
紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第二四三四号 昭和三十九年五月一日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(五通)
請願者 群馬県藤岡市宮本町八八四 坂本たか外千二百六十六名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第二四四九号 昭和三十九年五月四日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(二通)
請願者 群馬県利根郡昭和村森下 丹地秀夫外五百四十二名
紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第二四五〇号 昭和三十九年五月四日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(三通)
請願者 北海道稚内市大黒三丁目 中野登外九百十名
紹介議員 光村 基助君
この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第二四四八号 昭和三十九年五月四日受理
電信電話委託業務解除に伴う特定郵便局長の損失に対し特別手当交付に関する請願
請願者 山形県飽海郡八幡町大字市条山形県八幡郵便局内 阿部保二外六十四名
紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第二〇七〇号と同じである。

第二四八五号 昭和三十九年五月六日受理
電信電話委託業務解除に伴う特定郵便局長の損失に対し特別手当交付に関する請願
請願者 愛知県西加茂郡小原村 百月 二村達郎外九十二名
紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第二〇七〇号と同じである。

第二四一五号 昭和三十九年四月三十日受理
有線放送電話に関する法律並びに関係法令の改正等に関する請願(十通)
請願者 山形県西置賜郡飯豊町 大字手ノ子一、四八二
豊川農業協同組合長 竹田正二外九名
紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二四一七号 昭和三十九年四月三十日受理
埼玉県草加松原団地に団地電話設置認可促進に関する請願(二通)
請願者 埼玉県草加市松原団地 A四〇一三〇四 山室 信雄外五千九百二十八名
紹介議員 鈴木 強君
草加松原団地の団地電話設置を電々公社が一日も早く認可するよう、国会において努力せられたいとの請願。
理由 東洋一のマンモス団地である草加松原団地には、商店以外に電話はなく、通信に關しては陸の孤島となつてゐる。請願者等は文化的な生活をするため安価で能率的な団地電話の設置されることを強く希望する。

第二四四七号 昭和三十九年五月六日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願

請願者 北海道広尾郡広尾町野塚 沢田勝治外二百五十三名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第二四八八号 昭和三十九年五月六日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(二通)

請願者 北海道美唄市茶志内町三区 東岡正宏外六百三十九名

紹介議員 千葉 信君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第二四八九号 昭和三十九年五月六日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(二通)

請願者 山形県新庄市小田島 大場源吉外八百四十一名

紹介議員 光村 基助君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第二四九〇号 昭和三十九年五月六日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(三通)

請願者 群馬県多野郡万場町塩沢 新井作雄外千七百四十九名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第二五一九号 昭和三十九年五月七日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(四通)

請願者 新潟県西蒲原郡黒崎村 大野 長谷川安子外千五十三名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第二四三三三号 昭和三十九年五月一日受理

「電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律案」反対に関する請願(五通)

請願者 島根県松江市北堀町三二九 清水忠重外二十八名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。

第二五一八号 昭和三十九年五月七日受理

「電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律案」反対に関する請願(三通)

請願者 鳥取県米子市尾高町五六 小倉美津代外十七名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。